

# 資料編

- 
1. 策定委員会名簿及び開催概要
  2. 船橋市の各地域の特徴（詳細）
  3. 文化団体について
  4. 文化団体との意見交換会実施結果
  5. アンケート調査結果
  6. 課題分析（詳細）
  7. （参考）事業体系
  8. 関係法令
-

## 1. 策定委員会名簿及び開催概要

## (1) 船橋市文化芸術振興基本方針策定委員会 委員一覧

(50音順・敬称略)

No.	氏名	職・役職等
1	太下 義之	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 芸術・文化政策センターセンター長
2	小野木 豊昭	船橋市文化芸術ホール芸術アドバイザー／古典芸能プロデューサー
3	金出 ミチル	船橋市文化財審議会委員／長岡造形大学非常勤講師
4	高屋 潤子	船橋市文化芸術ホール芸術アドバイザー／演劇プロデューサー
5	田村 孝子	文化ジャーナリスト／公益社団法人全国公立文化施設協会副会長
6	長谷川 かおる	船橋市社会教育委員
7	堀場 真奈	市民公募委員
8	湯浅 治久	船橋市文化財審議会委員／専修大学文学部教授
9	横森 豊雄	関東学院大学教授
10	安井 肇	市民公募委員

## (2) 開催概要

	開催日程	内容等
第1回	平成27年 8月18日(火)	○委員長及び副委員長の選任 ○今後のスケジュールについて ○船橋市の現状及び文化芸術振興事業について
第2回	平成27年10月21日(水)	○船橋市文化芸術振興基本方針名称について ○市民アンケート調査及びインターネットアンケート調査結果について ○文化施設の利用状況 ○文化芸術活動団体とのワークショップの実施について ○平成27年12月に実施する市政モニターアンケートの実施について
第3回	平成27年12月20日(日)	○船橋市文化芸術振興基本方針の基本的な考え方について
第4回	平成28年 3月28日(月)	○船橋市文化振興基本方針原案について
第5回	平成28年 5月18日(水)	○船橋市文化振興基本方針原案について
第6回	平成28年 9月 9日(金)	○船橋市文化振興基本方針(案)について

## (3) 船橋市文化芸術振興基本方針策定委員会設置要綱

## 船橋市文化芸術振興基本方針策定委員会設置要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市文化芸術振興基本方針を策定するために設置をする「船橋市文化芸術振興基本方針策定委員会」(以下「委員会」という)について必要な事項を定める。

## (設置)

第2条 船橋市の文化芸術の振興等のあり方及び推進等について、提言及び報告を行うことを目的として「船橋市文化芸術振興基本方針策定委員会」(以下「委員会」という)を設置する。

## (所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 基本方針を策定するために必要な事項の協議・検討及び教育委員会への提言・報告
- (2) 基本方針の策定に必要な調査及び研究に関すること。
- (3) 基本方針の策定に関すること。
- (4) その他目的達成のため必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

- 委員のうち、2名以内の委員は公募により選出した者を、その他の委員は学識経験者その他教育委員会が適当と認める者を、それぞれ教育委員会が委嘱又は任命する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

- 委員長は、委員会を代表し議事の進行及び整理を行う。
- 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けた時その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下、「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となり、議事を整理する。

- 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、第3条に掲げる事務が完了したときをもって満了とする。

(会議の公開等)

第8条 委員会の議事録及び会議に係る資料は、公開する。

- 委員長は、議事録及び会議に係る資料の公開にあたっては条件を付すことができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、生涯学習部文化課に置く。

(災害補償)

第10条 委員会の開催の際に生じた災害に関する補償は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- この要綱の施行の日以降最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず教育長が招集する。

附則

- この要綱は、平成27年8月12日から施行する。

2. 船橋市の各地域の特徴（詳細）

1. 南部地域

高い利便性により人と文化の交流拠点となる地域

【歴史的背景】

- ◆船橋市の中心部であり、船橋市の原型となった歴史的に由緒のある地域。東京湾に面し複数の街道の結節点となっており、古くから水陸交通の要衝地です。
- ◆著名な縄文時代の遺跡である飛ノ台貝塚・宮本台貝塚、近世の遺跡である船橋御殿跡などがあります。また、最も古い記録によれば約 1200 年の歴史をもつ船橋大神宮は、小高い砂丘上にあり船橋市中心部の歴史的景観をなし、地域を特徴付けるものとなっています。この一帯は平安時代の伊勢神宮領夏見（船橋）御厨（みくりや）であり、中世は船橋大神宮の門前町・湊町として繁栄し、近世初頭には徳川家康により船橋御殿が造営されました。その後、近世後期は成田街道沿いの船橋宿として繁栄し、漁業・農業も盛んでした。

【地域の現状】

明治 27 年開業の船橋駅周辺は、街道と鉄道の利便性に恵まれ、早くから市街化が進み、商業施設などが集積する船橋市の中心市街地となっています。

海岸線は、戦後から埋め立てられ昭和 30（1955）年には娯楽施設として「船橋ヘルスセンター」が建設され同じ 30 年代には工場が多数進出し、船橋市の工業地域の中心地となりました。

現在、「船橋ヘルスセンター」は大型ショッピングセンターに利用転換されるなど商業施設が立地し、大規模なマンションが建ち並んでいる地域もあります。

また、賑わいと活気にあふれた船橋市の玄関口であるとともに、水辺に親しむことのできる地域です。

凡例	
■	ホール・郷土資料館等
■	公民館
■	図書館
●	指定・登録文化財
●	主な遺跡
■	遺跡群・主な遺跡



文化資源の一例	名称等
遺跡	宮本台貝塚、古墳・奈良・平安時代の宮本台遺跡群、中世の峰台遺跡、近世の船橋御殿跡など
指定・登録文化財	木造阿弥陀如来立像、西福寺石造五輪塔・西福寺石造宝篋印塔、大仏追善供養、船橋大神宮の神楽、(船橋大神宮) 灯明台、玉川旅館など
社寺	船橋大神宮、西福寺、了源寺、東光寺、浄勝寺、行法寺、不動院、円蔵院、覚王寺、専修院など
祭礼・行事	八剣神社祭礼、ばか面おどり、海神の天道念仏、水神祭、船橋大神宮奉納相撲など
古街道	古代は東海道、中世は鎌倉道・佐倉道、近世は御成街道（東金街道）、成田街道（佐倉街道）、上総道（千葉街道）など
文化振興の拠点	市民文化ホール、市民文化創造館（きららホール）、市民ギャラリー、茶華道センター、中央公民館、海神公民館、浜町公民館、宮本公民館、中央図書館、ふなばし三番瀬環境学習館、勤労市民センター
その他	海（三番瀬）

## 2. 西部地域

## 自然・歴史・都市景観が共生する地域

## 【歴史的背景】

- ◆東京湾沿いにはかつて古代東海道が通り、台地上には古代・中世の大集落遺跡である印内台遺跡群・東中山台遺跡群・海神台西遺跡があります（古代は下総国葛飾郡栗原郷）。市川に所在した古代下総国府、中世の日蓮宗大名利・中山法華経寺の隣接地域であり、様々な地の利を生かして古代・中世から繁栄した地域です。
- ◆内陸の木下街道周辺には多様な歴史的特性があります。西側に接する市川市大柏川水系を中心に縄文時代の貝塚が多く残り、法蓮寺山貝塚、古作貝塚、藤原観音堂貝塚（埋葬された縄文犬出土）などがあります。また東側の長津川水系にも縄文時代前貝塚堀込貝塚、後貝塚などがあり、ほかに市内でも珍しい古墳時代前期・中期の辺田台遺跡があります。近世には木下街道が主要道となり、周辺の藤原・上山などが新田開発されました。藤原には近世の地域の歴史を伝える貴重な古文書が所蔵されています。
- ◆円形の行田公園は大正・昭和時代の船橋海軍無線電信所の跡地です。

## 【地域の現状】

戦後、西船橋駅が開業し、東京メトロ東西線・JR武蔵野線・東葉高速線の開通により、都心に近いことから駅周辺を中心に市街化が急激に進みました。現在でも農地や樹林地が多く残り、農地と住宅が混じりあった緑豊かなまちを形成しています。

また、中山法華経寺に隣接する地域は、歴史的な景観を臨むことができます。



文化資源の一例	名称等
遺跡	縄文時代の飛ノ台貝塚・法蓮寺山貝塚・前貝塚堀込貝塚・後貝塚・古作貝塚・藤原観音堂貝塚、古墳時代の辺田台遺跡、古代・中世の印内台遺跡群、東中山台遺跡群、海神台西遺跡など
指定・登録文化財	瑞花双鳳五花鏡・梅花文鏡筥（残欠）、木造五智如来坐像、天正検地帳、船橋浦漁業関係古文書類、葛羅の井、葛飾神社のクロマツ、成瀬氏の墓 附 墓誌、木造観世音菩薩立像
社寺	神明神社、多聞寺、宝成寺、正延寺、葛飾神社、妙見神社、明王院、熊野神社、八坂神社、光明寺、行伝寺、本行寺、熱田神社、馬込天満宮、山野浅間神社など
祭礼・行事	印内八坂神社祭礼、春ギトウ（印内）、節分祭（馬込天満宮）、浅間神社祭礼、小栗原・稲荷神社祭礼など
古街道	古代の東海道、近世の木下街道
文化振興の拠点	飛ノ台史跡公園博物館、葛飾公民館、西部公民館、塚田公民館、法典公民館、丸山公民館、西図書館
その他	船橋海軍無線電信所跡

## 3. 中部地域

## かつての伊勢神宮領の御厨（みくりや）が含まれる地域

## 【歴史的背景】

- ◆夏見・金杉・高根は歴史がある旧村です。夏見の台地上には縄文・弥生・古墳・古代・中世の複合的な遺跡があり、古くからの居住地です。また平安時代末期～中世の伊勢神宮領である夏見（船橋）御厨の中心部に当たる歴史的地域です。夏見・金杉・高根の各台地上には中世城郭があり、中世の村の核になっていました。金杉・高根には今も歴史を感じさせる景観が残ります。
- ◆高根台・芝山・新高根は団地や住宅が建設されましたが、かつては縄文時代前期の古和田台遺跡・飯山満東遺跡などの著名な遺跡がありました。現在も古和田台遺跡は宅地の中に一部が残っています。

## 【地域の現状】

東側の地域の一角には陸軍の演習場がありましたが、戦後、新京成線が開通し、高根木戸駅の開業により、昭和30年代以降、台地部を中心に大規模な住宅地の開発が進みました。

地域の中央の低地部を中心に豊かな自然が残り、現在も畑作による農業が営まれています。



文化資源の一例	名称等
遺跡	縄文時代の古和田台遺跡・飯山満東遺跡、弥生時代の立場遺跡、縄文・弥生・古墳・古代・中世の夏見台遺跡群、中世の夏見城跡・金杉城跡・高根城跡など
指定・登録文化財	木造聖観世音菩薩立像、八十八ヶ所札所大絵馬（観行院）、高根町神明社の神楽
社寺	長福寺、薬王寺、日枝神社、金蔵寺、高根町神明社、観行院、稲荷神社など
祭礼・行事	節分祭（日枝神社）、高根・秋葉神社祭礼、稲荷神社祭礼など
古街道	鎌倉道（県道夏見・小室線）
文化振興の拠点	新高根公民館、高根公民館、高根台公民館、夏見公民館

## 4. 東部地域

## 周辺に大学があり学生が多く集まる地域

## 【歴史的背景】

- ◆飯山満町・中野木・前原西・薬円台・西習志野は縄文遺跡の宝庫であり、約 10,000 年前の縄文早期前半の取掛西貝塚、縄文中期の大集落である高根木戸遺跡、後期の薬園台貝塚などがあります。また田喜野井には古墳時代中期の著名な外原遺跡があります。薬園（円）台の地名は近世に徳川幕府の命により薬草園が作られたことに由来しています。
- ◆三山・田喜野井は旧村であり、由緒ある二宮神社や正法寺を中心とした歴史的景観が残されています。二宮神社を中心に 6 年に一度の伝統的な祭りである「下総三山の七年祭り」（県指定文化財）が盛大に行われています。

## 【地域の現状】

地域の東側は「二宮神社」を中心とした農村から住宅地へと発展しました。

明治期に習志野原が陸軍の演習場となり、成田街道沿いに軍人相手の商店や飲食店が町並みを形成しました。戦後、軍用地は自衛隊敷地を残して大部分が開拓され、昭和 40 年代に入り、公団による大規模な開発が進み、市街地が形成されました。

南北方向に前原、薬園台、習志野、北習志野、高根木戸の 5 駅が、東西方向に飯山満駅、北習志野駅（乗換駅）の 2 駅があり、鉄道の便が良い地域となっています。

また、総武鉄道の津田沼駅ができ、鉄道と道路が交差する交通の便利なまちが形成され、駅周辺には複数の大学があり、多くの学生が行き交う地域となっています。

- ◆成田街道は江戸時代以来の街道であり、周辺には近世にさかのぼる新田開発村が広がり、街道沿いには現在も農家の屋敷が並んでいます。習志野一帯は近世の徳川幕府による馬牧（小金牧）でしたが、明治時代には開拓農家による開墾地となりました。その後、一部は陸軍の軍用地となり、明治天皇行幸による軍事演習において「習志野ノ原」と命名され、習志野地名発祥の地となりました。



文化資源の一例	名称等
遺跡	取掛西貝塚、佐倉道南遺跡、東町・飯山満台遺跡群、中野木台遺跡群、高根木戸遺跡、西ヶ堀込遺跡、薬園台貝塚、ユルギ松遺跡、外原遺跡など
指定・登録文化財	下総三山の七年祭り、二宮神社社殿・神楽・イチョウ、八十八ヶ所札所大絵馬（能満寺）、飯山満町大宮神社の神楽、中野木の辻切り、観信の墓 附 木造地藏菩薩坐像、習志野地名発祥の地 附 明治天皇駐蹕之处の碑、東葉高等学校正門（旧近藤家住宅長屋門）など
社寺	二宮神社、正法寺、御嶽神社、光明寺、八坂神社、八幡神社など
祭礼・行事	筒粥神事・大火揚・お舟流し（二宮神社）、節分祭（二宮神社・御嶽神社）、三山・田喜野井のオビシャなど
古街道	成田街道・佐倉道（国道 296 号線）、御成街道（県道 69 号線）、鎌倉道（県道古和釜線）など
文化振興の拠点	郷土資料館、東部公民館、習志野台公民館・東図書館、飯山満公民館、三田公民館、薬円台公民館



5. 北部地域

自然豊かな景観により船橋市の原風景がある地域

【歴史的背景】

- ◆本地域は南部の東京湾水系とは異なり、印旛沼水系に属します。小室ニュータウンや坪井の船橋日大前駅の区画整理など新興住宅地が広がる地域もありますが、八木が谷・大神保町・鈴身町などの旧村もあり、南部に比べて農村風景が広がります。歴史的及び自然景観が良好に残る地域であり、古くからの民俗行事も行われています。
- ◆西の台遺跡では今から約 18,000 年～30,000 年前の旧石器が多く発見されました。印旛沼水系に位置する小室上台遺跡では約 9,000 年前（縄文早期前半）の小型の土偶が出土。また縄文中期の大型環状集落遺跡として著名な海老ヶ作貝塚、市内では珍しい縄文後晩期の金堀台貝塚、川底から遺物が大量に出土した桑納川遺跡群などがあります。小室台遺跡では古墳時代後期の前方後円墳が市内で初めて発見されました。
- ◆本地域には中世城郭が比較的多く残り、小野田城跡・金堀城跡・坪井城跡・八木ヶ谷城跡・楠ヶ山館跡があります。また小室・古和釜・坪井では中世集落遺跡も発見され、旧村のルーツを考える情報が蓄積されています。大神保町付近から東側の八千代市萱田にかけては平安時代末期～中世の伊勢神宮領である萱田神保御厨に含まれていました。
- ◆二和・三咲・咲が丘・大穴の分水嶺には近世に徳川幕府直轄の小金下野牧（馬牧）が広がっていました。現在は小金牧捕込跡・土手際遺跡（二和野馬土手）に牧を囲んだ土手の一部が残っています。二和・三咲の牧は明治時代に開墾されました。
- ◆大神保町には江戸末期から明治中期にかけての住宅が良く残されています。

【地域の現状】

緑豊かな環境に恵まれており、畑作を中心に農業が営まれ、果樹園（梨など）が点在し、庭先販売も見られます。

昭和 44 年以降、県と公団により千葉ニュータウン小室地区が開発され、良好な住宅市街地が形成されています。

また、地域の中央部には先端工業団地である船橋ハイテクパークがあり、製造業を中心とした企業が操業しています。地域の南端の坪井地区においては土地区画整理事業が実施されました。

子ども美術館のあるふなばしアンデルセン公園は、人気が高く全国的にも有名です。



文化資源の一例	名称等
遺跡	西の台遺跡、小室上台遺跡、海老ヶ作貝塚、金堀台貝塚、桑納川遺跡群、小室台遺跡、小野田城跡、金堀城跡、坪井城跡、八木ヶ谷城跡、楠ヶ山館跡、源七山遺跡、小金牧捕込跡、土手際遺跡（二和野馬土手）など
指定・登録文化財	板碑（弘安九年七月十五日在銘）、石造自休大徳坐像、木造毘沙門天立像、俳人齋藤その女の墓、小室の獅子舞、神保ばやし
社寺	長福寺、西光院、東光寺、青蓮院、蓮蔵院、竜蔵院、光明寺、本覚寺、湯殿神社、八幡神社、八王子神社、神明神社、子安神社、日枝神社、須賀神社、白幡神社、安房神社など
祭礼・行事	楠ヶ山の辻切り、金堀のホウネンボウ、八木ヶ谷・古和釜のオビシヤ、古和釜のマアチ（八王子神社祭礼）など
古街道ほか	鎌倉道（県道古和釜線、同夏見・小室線）、大神保の古民家群など
文化振興の拠点	海老が作公民館、小室公民館、坪井公民館、二和公民館・北図書館、北部公民館、松が丘公民館、三咲公民館、八木が谷公民館、ふなばしアンデルセン公園・子ども美術館

### 3. 文化団体について

市内には地域コミュニティの場として 26 の公民館があり、様々な文化活動が行われています。

地域	公民館名称
南 部	中央公民館、浜町公民館、宮本公民館、海神公民館
西 部	西部公民館、法典公民館、丸山公民館、塚田公民館、葛飾公民館
中 部	高根台公民館、夏見公民館、高根公民館、新高根公民館
東 部	東部公民館、三田公民館、飯山満公民館、習志野台公民館、薬円台公民館
北 部	北部公民館、二和公民館、三咲公民館、八木が谷公民館、小室公民館、松が丘公民館、海老が作公民館、坪井公民館

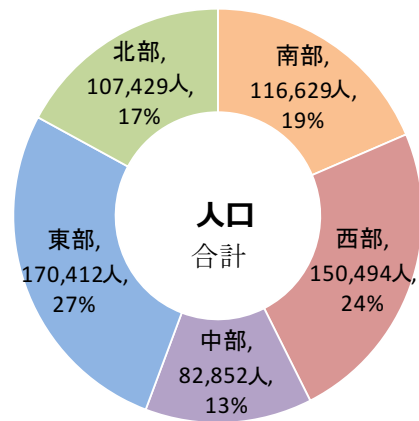
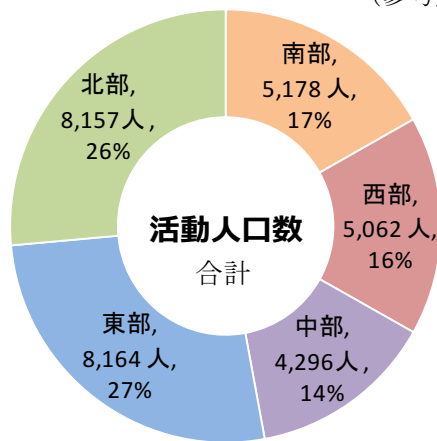
#### (1) 市内公民館で活動する文化団体

【公民館登録団体 活動者数及び住民基本台帳人口】

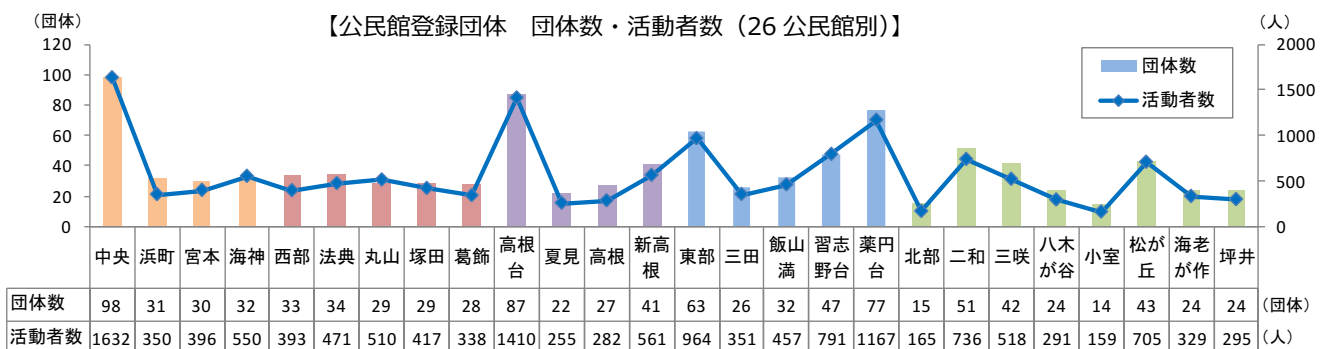
※市内 26 公民館に団体登録している団体の活動者数（平成 27（2015）年 4 月 1 日現在）

※登録者の集計単位が「親子で」など人数集計できないものは、集計に含まれていない。

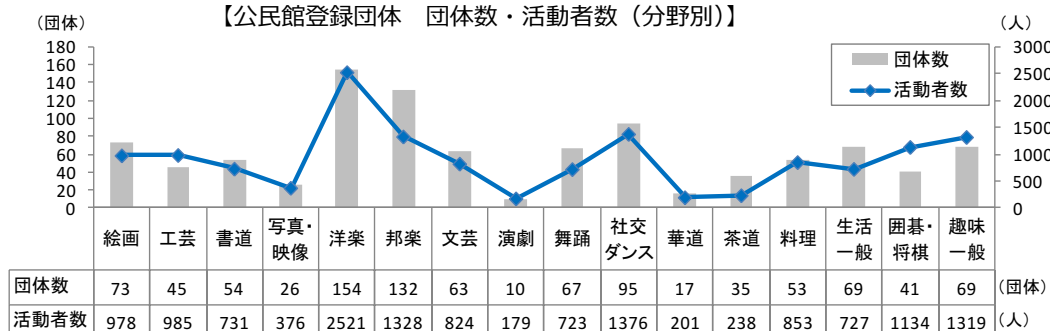
（参考）住民基本台帳人口（平成 28（2016）年 4 月 1 日現在）



【公民館登録団体 団体数・活動者数（26 公民館別）】



【公民館登録団体 団体数・活動者数（分野別）】



## 4. 文化団体との意見交換会実施結果

### 船橋市文化振興基本方針策定のための文化団体（社会教育関係団体）との意見交換会

基本方針策定にあたり、未来に向けた文化振興について御意見をいただくため「子供・青少年に対する取組」をテーマに各文化団体から事前に課題を出していただきました。

第1回意見交換会では、課題を団体間で共有するとともに、課題を整理し、第2回では課題に対する今後の取組について議論していただきました。

また、意見交換会のまとめ役として、3人の船橋市文化芸術ホール芸術アドバイザーと基本方針の策定委員に御参加いただきました。

対象団体：文化団体（社会教育関係団体（全市団体））29団体

※ 全市団体：船橋市内で全市的な活動を行う団体

第1回 平成27（2015）年11月24日（火曜日）19団体（27人）

第2回 平成28（2016）年1月13日（水曜日）15団体（19人）

#### ■課題

- ・市内で安定的かつ早期の会場確保が難しいため、継続した公演や情報の発信が行えず、子供を含む鑑賞者の確保もできなくなる。
- ・子供をはじめとして、鑑賞・活動ができる機会を提供するための環境整備が必要である。
- ・各団体の構成員が高齢化しており、若い世代への知識や技術の継承が難しくなっている。
- ・市の支援を多様化すること（市民活動と市民をつなぐための行政の関わり方）が必要である。
- ・文化振興における子供・青少年に対する取組について、各団体の考え方の見直しと目的の共有が必要である。

#### ■取組

- ・学校教育や船橋市の各地域での取組と連携していくことで、より地域に根差した活動として活性化させる。
- ・学校教育との連携により、生涯にわたって切れ目のない文化振興に努める。
- ・他団体との交流・連携を図るとともに、情報を共有・交換できる場所や方法を検討し、各団体や団体活動に関する情報の発信・集約を行う。
- ・船橋市の新たな文化を創造する拠点を検討する。

## 5. アンケート調査結果

基本方針を策定するにあたり市民、文化団体等にアンケート調査を実施し、船橋市の文化に関する現状の把握を行いました。

## 【アンケート調査概要】

記号	調査名及び実施時期	対象	回答者数
市民	文化振興に関するアンケート調査 (以下、「市民アンケート調査」という。) 平成 27 (2015) 年 8月14日(金)～9月15日(火)	20歳以上の市民から無作為抽出した2,000人	849人
中高生	文化振興に関する中高生アンケート調査 (以下、「中高生アンケート調査」という。) 平成 27 (2015) 年 9月11日(金)～9月29日(火)	市内「東西南北中」の5区分に属する地域に所在する中学校各1校及び市立船橋高校	808人
周辺市・東京	船橋市の文化に関するイメージアンケート調査(以下、「周辺市・東京イメージ調査」という。) 平成 27 (2015) 年 9月16日(水)～9月18日(金)	船橋市周辺 11市 <sup>⑧</sup> と東京23区在住20歳以上の男女	543人
文化団体	文化振興活動に関するアンケート調査 (以下、「文化団体アンケート調査」という。) 平成 27 (2015) 年 12月4日(金)～12月14日(月)	平成 27 (2015) 年度船橋市社会教育関係団体名簿(公民館利用団体)のうち「芸術・趣味団体」	735団体
市政モニター	平成 27 年度【第3回】市政モニターアンケート「船橋市の文化」について (以下、「市政モニター調査」という。) 平成 28 (2016) 年 1月8日(金)～1月22日(金)	市政モニター <sup>⑨</sup> 288人	243人

## ＜報告書における表及びグラフの見方＞

- ・集計は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを表示しているため、比率の合計が100.0%とならない場合があります。
- ・複数回答を求めた設問では、設問に対する回答者数を基数として算出しているため、回答比率の合計が100.0%を超えることがあります。
- ・複数回答を求めた設問では、無回答を除いて集計しています。
- ・本文やグラフ内の選択肢表記は、場合によっては語句を整理・短縮・簡略化しています。

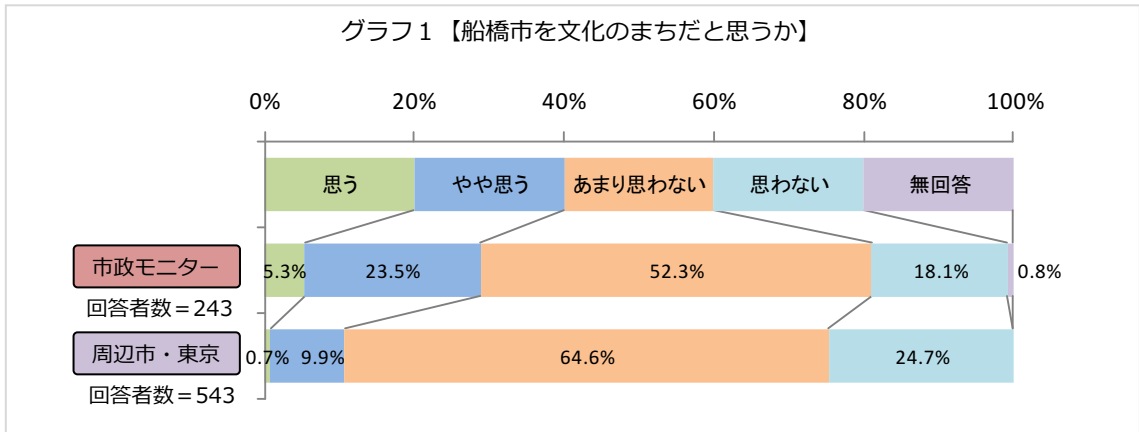
⑧ 船橋市周辺11市(千葉市、野田市、流山市、我孫子市、松戸市、柏市、鎌ヶ谷市、市川市、浦安市、習志野市、八千代市)

⑨ 市政モニター：広く市民の皆様の意識を把握するため、モニターの方々にアンケート調査などを行い、今後の市政運営の基礎資料として活用する制度。地域・年代・性別などを考慮して選出し、任期1年で行われています。

## (1) 船橋市の文化のまちとしてのイメージ

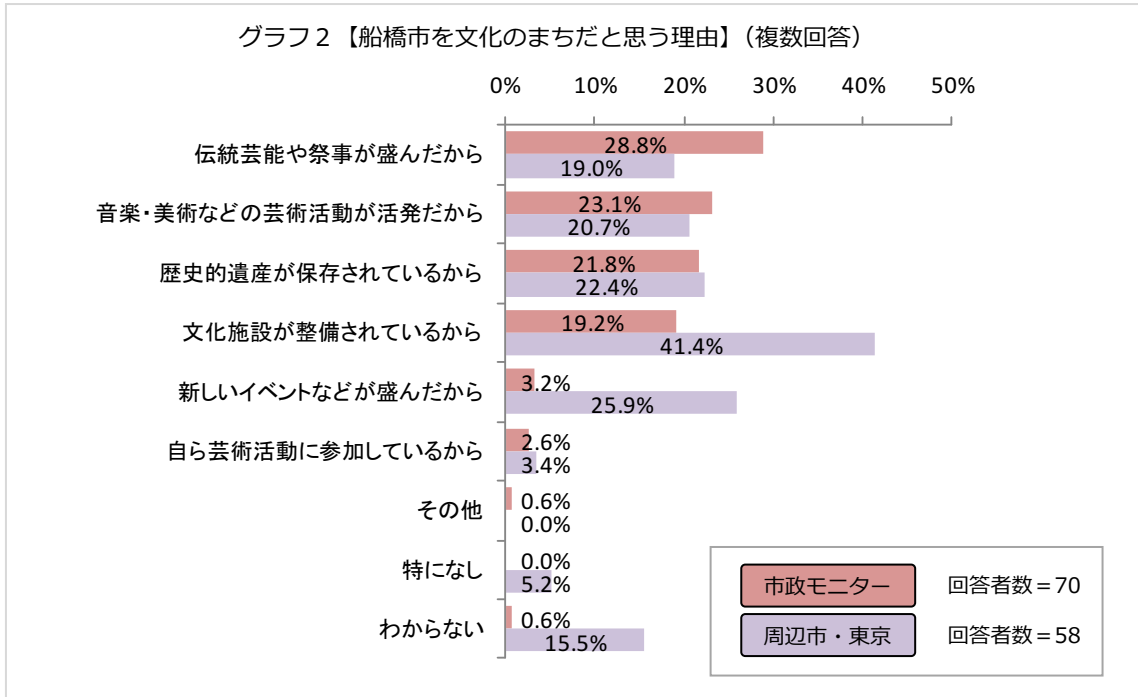
## 船橋市を文化のまちだと思う割合

市政モニター調査では、文化のまちだと「思う」(5.3%)と「やや思う」(23.5%)を合わせた割合は28.8%で、「あまり思わない」の割合が半数以上(52.3%)を占めています。また、周辺市・東京イメージ調査の文化のまちだと「思う」(0.7%)と「やや思う」(9.9%)を合わせた割合は10.6%と文化のまちとしてのイメージは市内外で差があります。

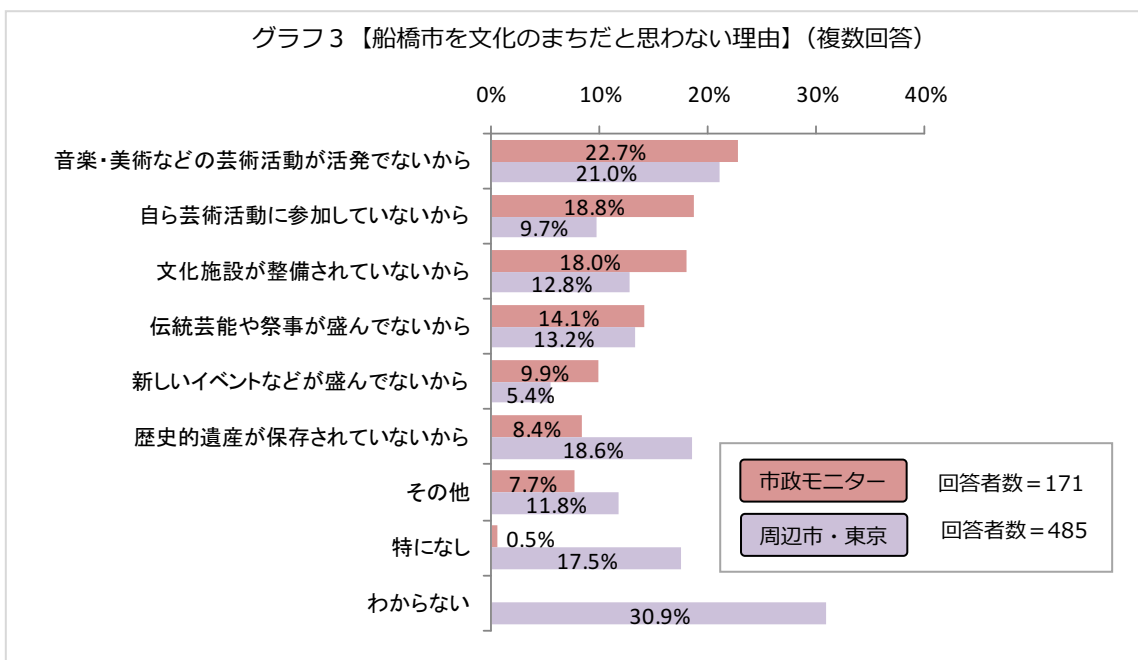


## 船橋市を文化のまちだと思ふ理由、思わない理由

文化のまちだと「思う」「やや思う」理由として、市政モニター調査では「伝統芸能や祭事が盛んだから」が 28.8%と最も多く、周辺市・東京イメージ調査では「文化施設が整備されているから」が 41.4%、次いで「新しいイベントなどが盛んだから」が 25.9%と多くなっています。



文化のまちだと「あまり思わない」「思わない」理由として、市政モニター調査では「音楽・美術などの芸術活動が活発でないから」が 22.7%で最も多く、周辺市・東京イメージ調査でも同様の傾向となっています。また、周辺市・東京イメージ調査では「歴史的遺産が保存されていないから」が多くなっています。

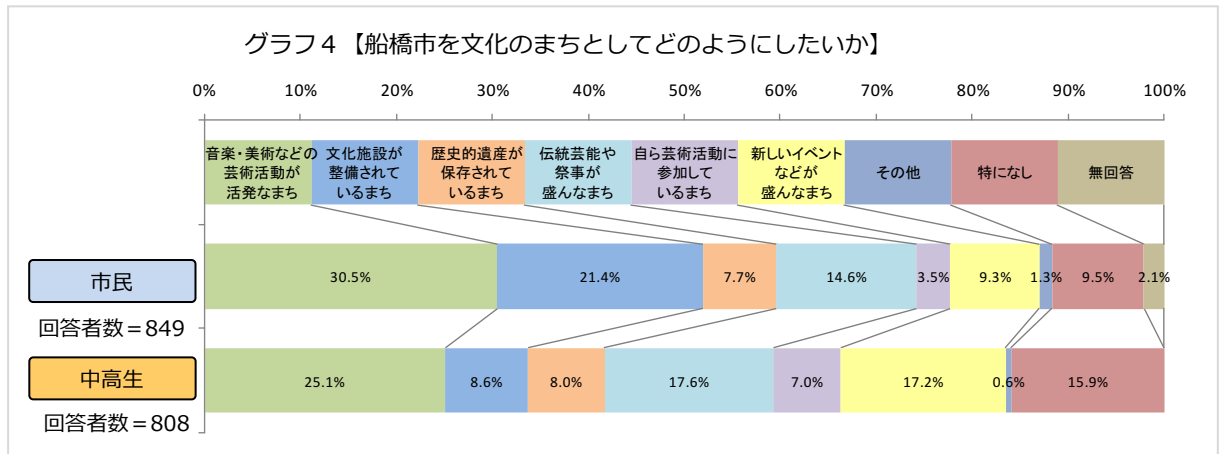


## (2) 船橋市を文化のまちとしてどのようなまちにしたいと思うか

## 船橋市を文化のまちとしてどのようにしたいか

市民アンケート調査では「音楽・美術などの芸術活動が活発なまち」が 30.5%と最も多く、次いで「文化施設が整備されているまち」が 21.4%となっています。

中高生アンケート調査では「音楽・美術などの芸術活動が活発なまち」が 25.1%と最も多く、次いで「伝統芸能や祭事が盛んなまち」17.6%、「新しいイベントなどが盛んなまち」17.2%と多くなっており、市民アンケート調査の結果と比べて、祭りやイベントなどのソフト事業の充実が多くなっています。

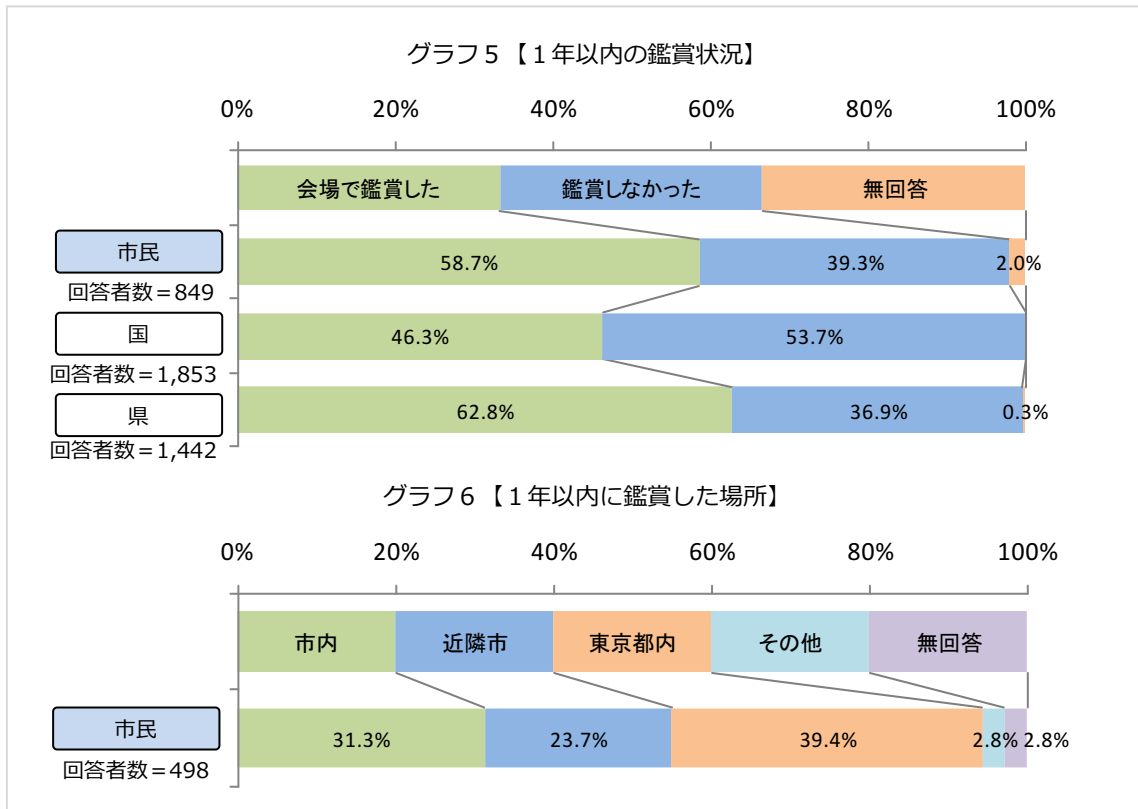


## (3) 鑑賞に関する現状

## この1年の鑑賞の有無・鑑賞した場所

市民アンケート調査では、1年以内に会場で鑑賞した割合は58.7%となっておりますが、鑑賞した場所は「東京都内」が最も多く、39.4%となっております。

国や県が行った同様の調査<sup>⑩</sup>と比較すると、会場で鑑賞した割合は、国の調査より多くなっていますが、県の調査と比べてやや少なくなっています。



<sup>⑩</sup> 出典：国 世論調査「文化に関する世論調査」(H21)  
県 第49回県政に関する世論調査(平成26年度)

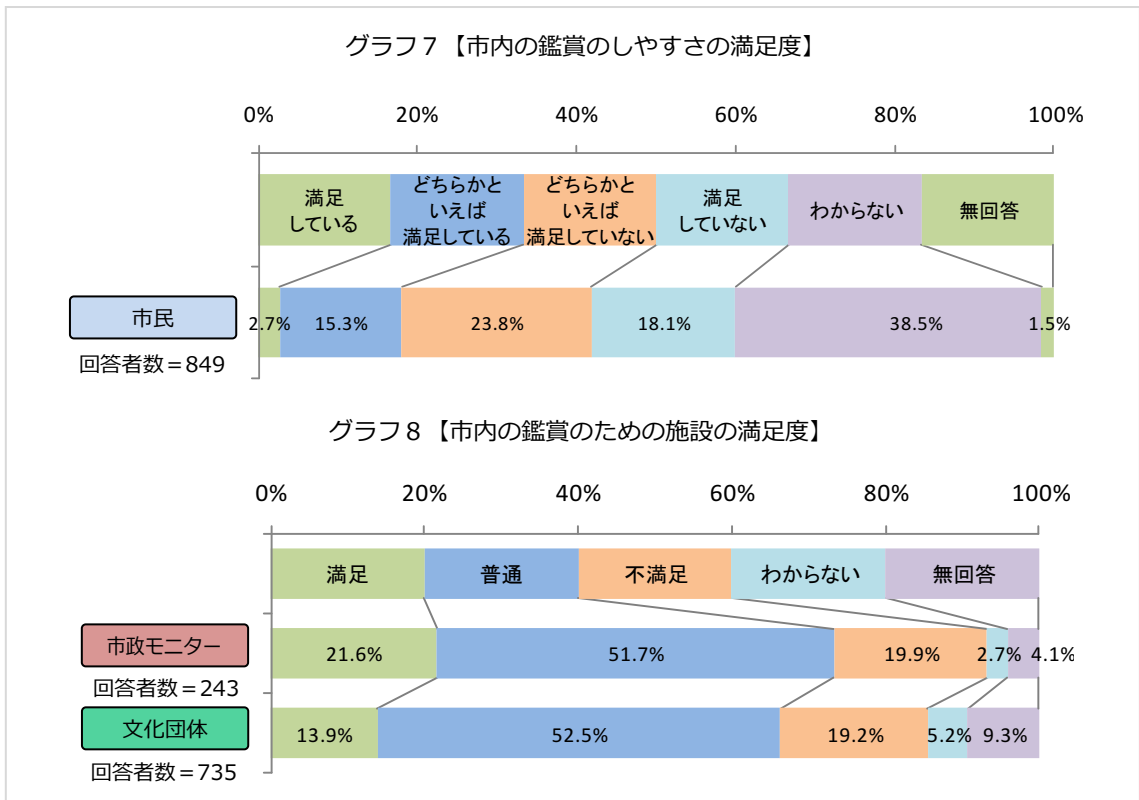


鑑賞環境の満足度

市民アンケート調査では、市内の鑑賞のしやすさに「満足している」(2.7%)と「どちらかといえば満足している」(15.3%)の合計の割合は18.0%、「どちらかといえば満足していない」(23.8%)と「満足していない」(18.1%)の合計の割合は41.9%となっています。

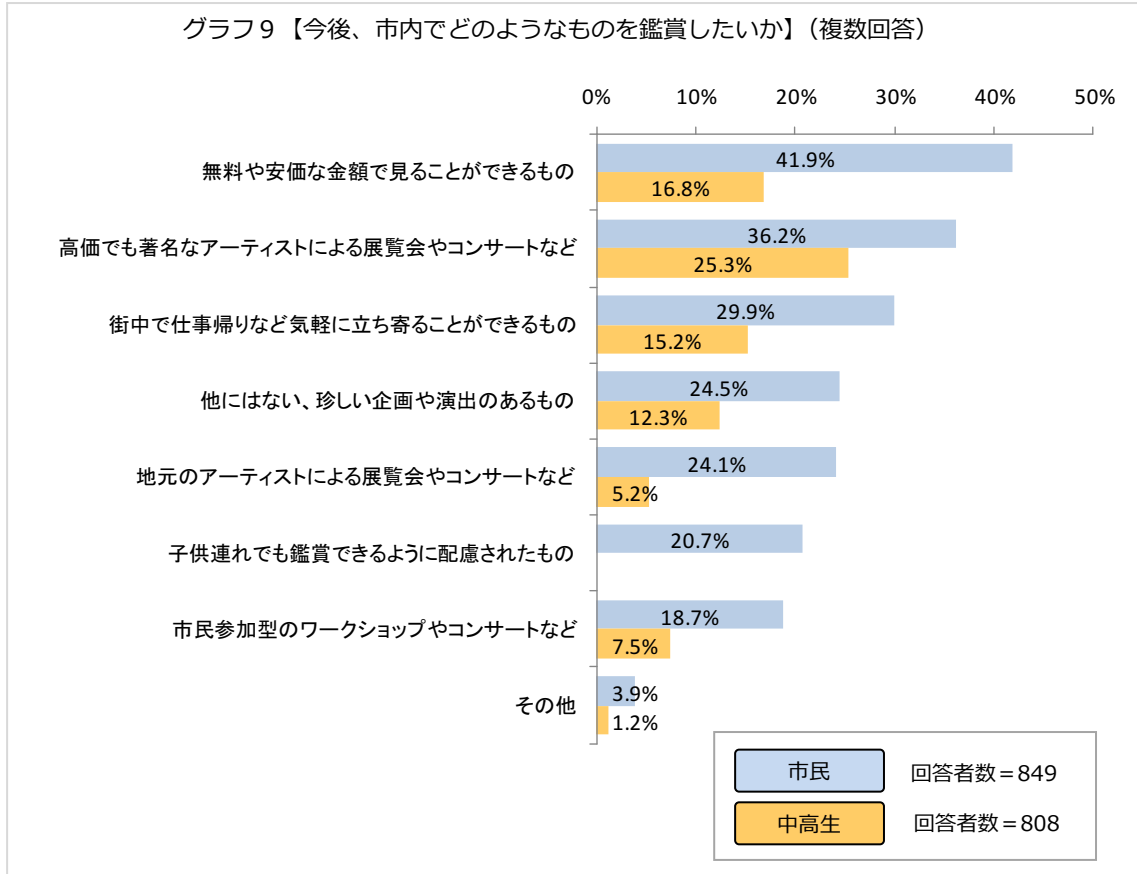
また、「わからない」が38.5%と多いことから市内での鑑賞環境について十分に認識されていないことが伺えます。

市内の鑑賞のための施設の満足度は、市政モニター調査、文化団体アンケート調査ともに半数以上が「普通」と回答しています。



### 今後、市内で鑑賞したいもの

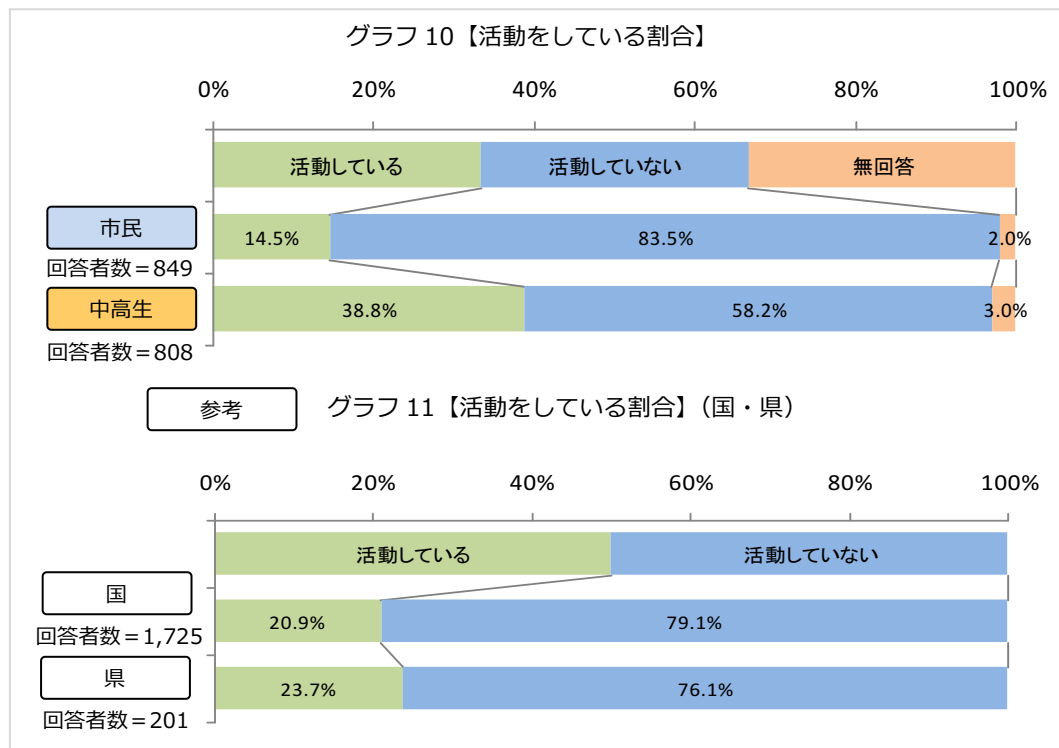
今後、市内で鑑賞したいものとして、市民アンケート調査では「無料や安価な金額で見ることができるもの」が41.9%と最も多く、中高生アンケート調査では「高価でも著名なアーティストによる展覧会やコンサートなど」が25.3%と多くなっています。



## (4) 練習や創作などの活動に関する現状

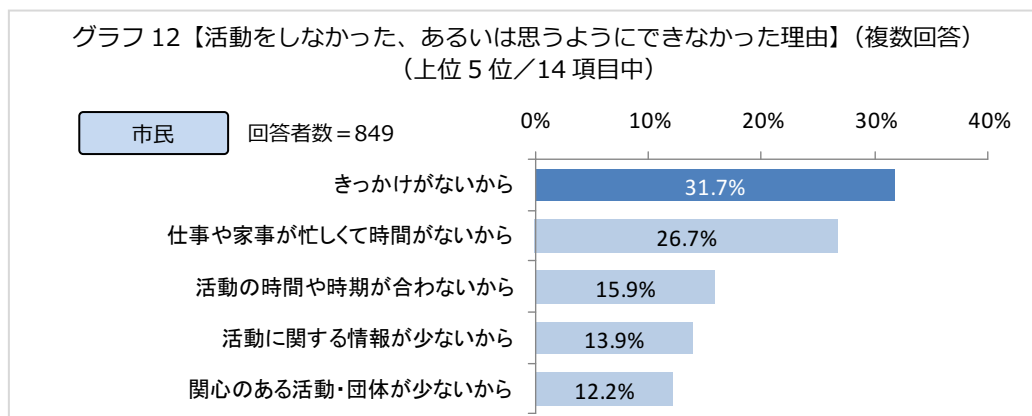
## 活動状況

市民アンケート調査では、活動をしている割合は国や県の調査<sup>⑩</sup>よりも下回っています。中高生アンケート調査では、市民アンケート調査と比較して約3倍と多くなっています。



## 活動をしなかった、あるいは思うようにできなかった理由

市民アンケート調査では、活動をしなかった、あるいは思うようにできなかった理由として「仕事や家事が忙しくて時間がないから」(26.7%)よりも「きっかけがないから」(31.7%)が最も多く、活動のきっかけとなる機会を提供することで市民の活動が広がる可能性があります。



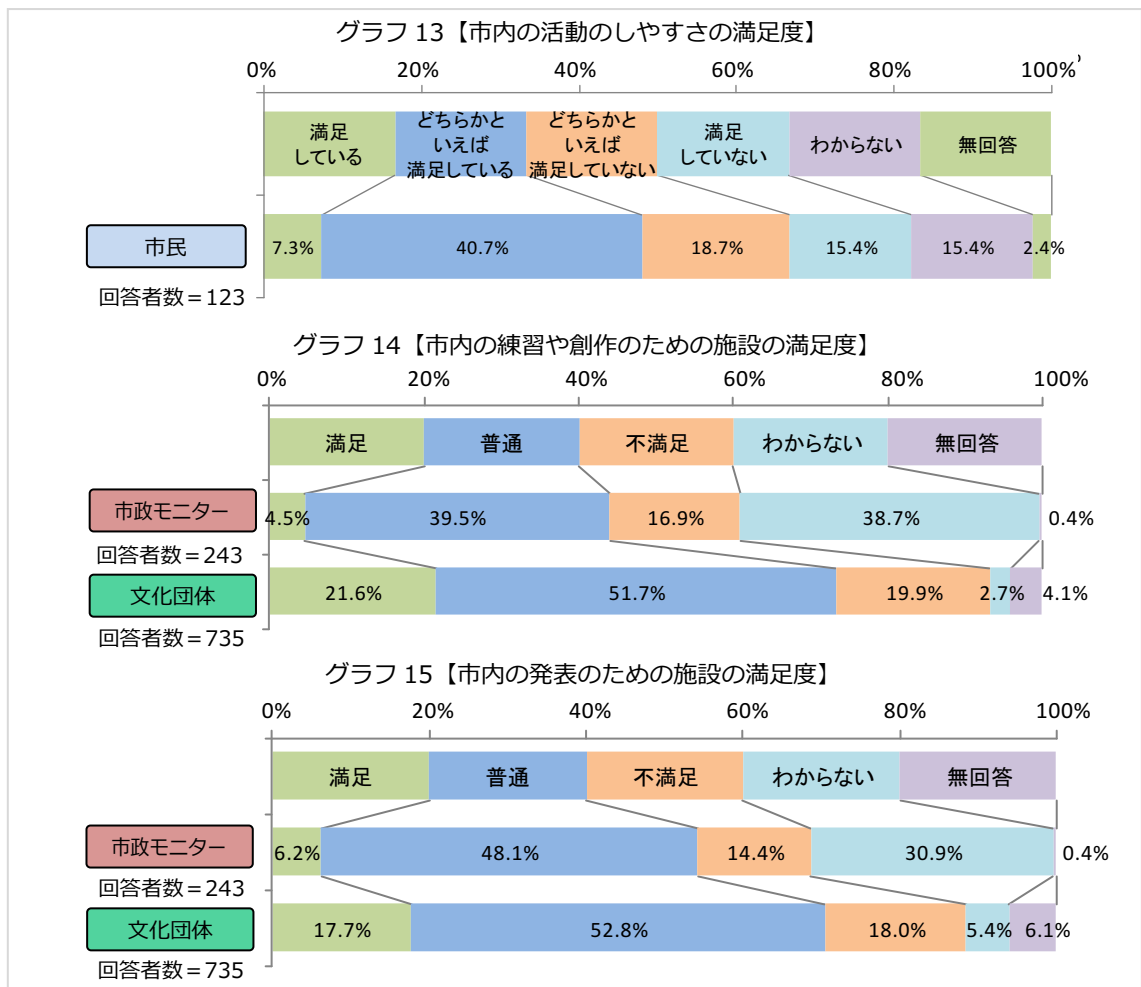
⑩ 出典：国 世論調査「文化に関する世論調査」(H21)  
県 平成22年度第2回インターネットアンケート

活動環境の満足度

市民アンケート調査では、市内の活動のしやすさに「満足している」(7.3%)と「どちらかといえば満足している」(40.7%)を合わせた割合は48.0%と半数近くになっています。

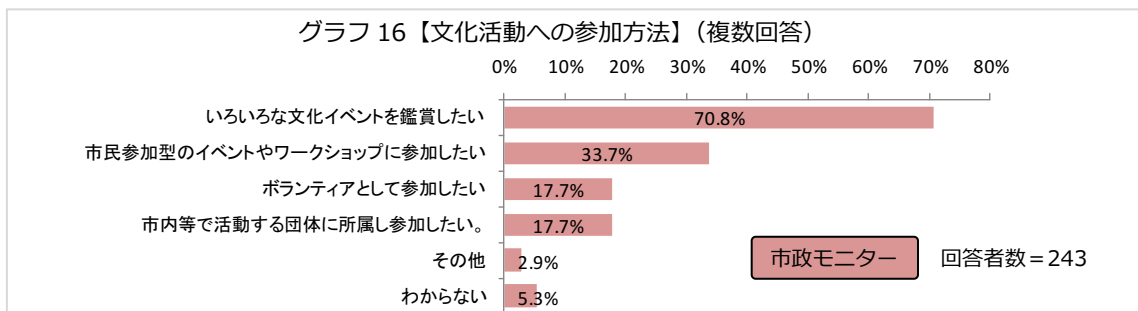
また、市内の練習や創作のための施設の満足度は、市政モニター調査では「普通」(39.5%)「わからない」(38.7%)が多く、「満足」(4.5%)よりも「不満足」(16.9%)が多くなっています。

文化団体アンケート調査では「普通」が51.7%と半数近く「満足」(21.6%)「不満足」(19.9%)がそれぞれ約2割となっています。市内の発表のための施設の満足度も概ね同様の結果となっています。



文化活動への参加方法

活動したい、あるいは興味がある文化活動への参加方法について「いろいろな文化イベントを鑑賞したい」(70.8%)が最も多く、次いで「市民参加型のイベントやワークショップに参加したい」(33.7%)が多くなっています。

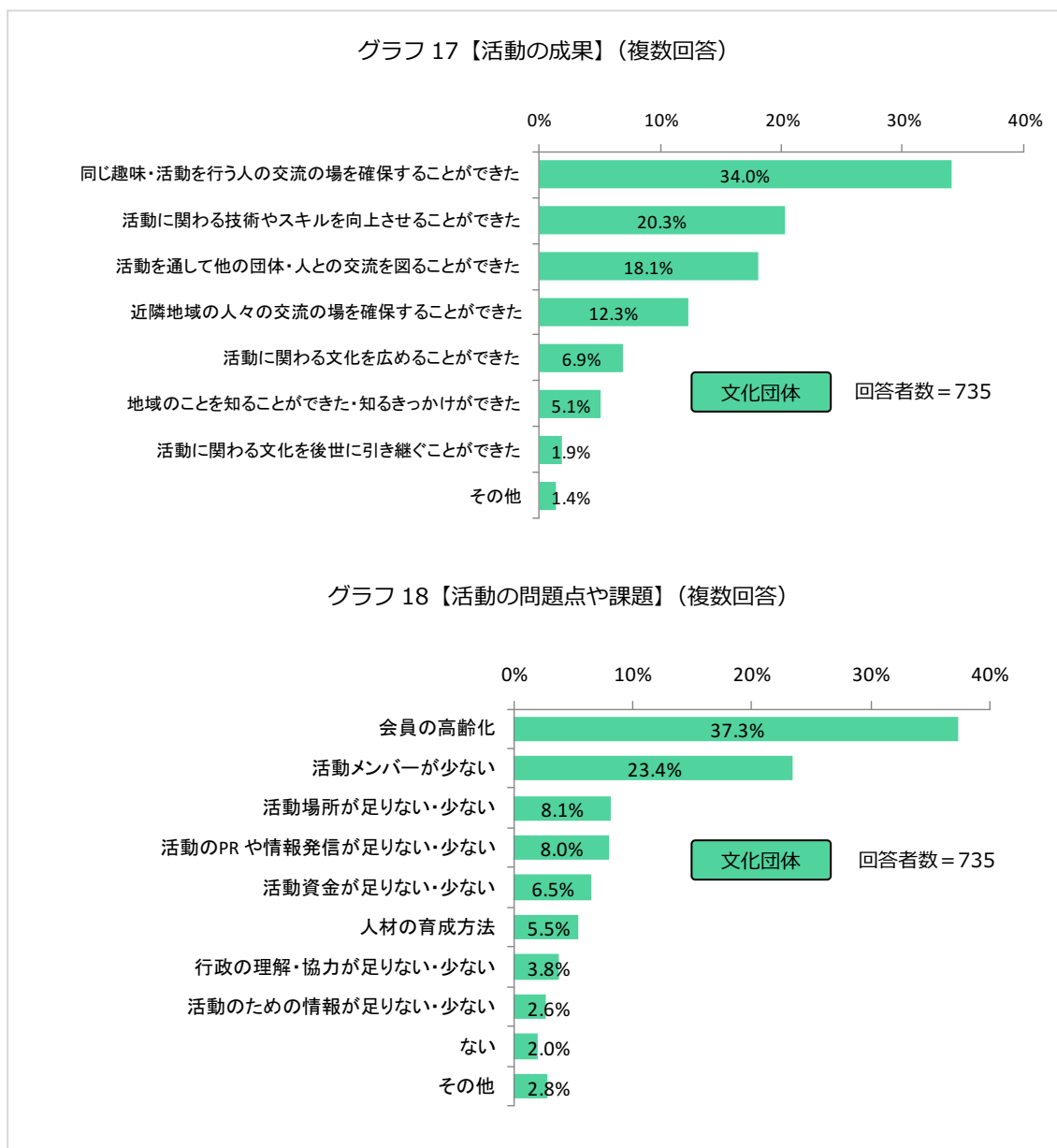


## (5) 文化団体の活動状況

## 文化団体の活動の成果と課題

文化団体アンケート調査の活動の成果として、「同じ趣味・活動を行う人の交流の場を確保することができた」(34.0%)が最も多く、次いで「活動に関わる技術やスキルを向上させることができた」(20.3%)となっています。

活動の問題点や課題としては、「会員の高齢化」(37.3%)「活動メンバーが少ない」(23.4%)が特に多くなっています。



### 団体で取り組んでいきたいこと、より充実させていきたいこと（自由意見）

団体で取り組んでいきたいこと、より充実させていきたいこととして、「メンバーを増やす」「若い人を増やす・若い世代の人材育成」「技術の向上」などが多くなっています。

（多かった記述上位5位）回答者数 = 565 / 735

文化団体

- 【メンバーを増やす】106件……………メンバーを増やして資金を確保したいなど
- 【若い人を増やす・若い世代の人材育成】69件…若い人を増やしたい、若手の人材育成など
- 【技術の向上】48件……………練習回数を増やし、技術の向上に励みたいなど
- 【現状維持】33件……………今現在の活動に満足している、趣味が共有できているなど
- 【ボランティア活動に力を入れたい】30件……………活動の場を広げたい、ボランティア活動などで地元の方々と楽しみたいなど

### 船橋市の文化に関する環境について（自由意見）

船橋市の文化に関する環境について、良い点としては、「市の文化振興の姿勢は良好」等の意見があり、悪い点では「施設が不十分である」「活動場所の確保・予約について」が多くなっています。

（多かった記述上位5位）回答者数 = 398 / 735

文化団体

- 【施設が不十分である】40件……………市の規模に対してホールが不足している、音楽等の発表の施設が少ないなど
- 【活動場所の確保・予約について】33件……………公民館の場所の確保が難しくなっている、予約ができず活動の練習が定期的に行えない、他の公民館を利用せざるを得なくなり不便、図書館が少ないなど
- 【設備が不十分である】28件……………舞台、音響、照明設備が不十分であるなど
- 【情報発信について】27件……………文化に関する情報発信が少ない、公民館活動のPRをしてほしいなど
- 【市の文化振興の姿勢は良好】20件……………文化に力を入れていると感じるなど

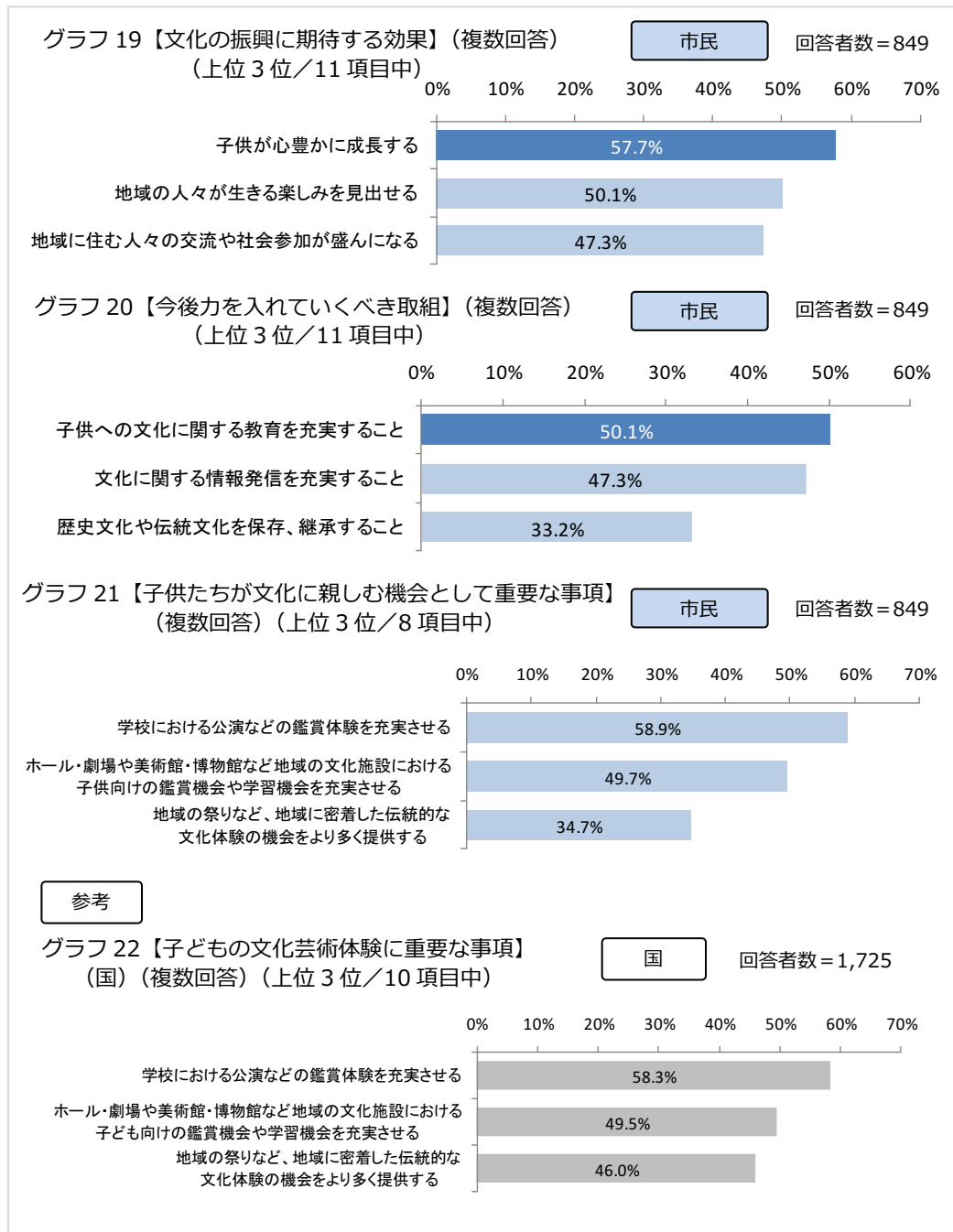
## (6) 将来を担う子供たちへの取組

## 子供に関する取組の重要度

文化に関する取組として重要視されていることが子供たちに対する取組であり、文化の振興に期待する効果及び今後力を入れていくべき取組で最も多い事項となっています。

また、子供たちが文化に親しむ機会として重要な事項としては「学校における公演などの鑑賞体験を充実させる」が最も多く、国の調査<sup>⑫</sup>と類似した結果となっています。

市民アンケート調査の自由意見でも子供や若い世代に対する意見は多くなっています。



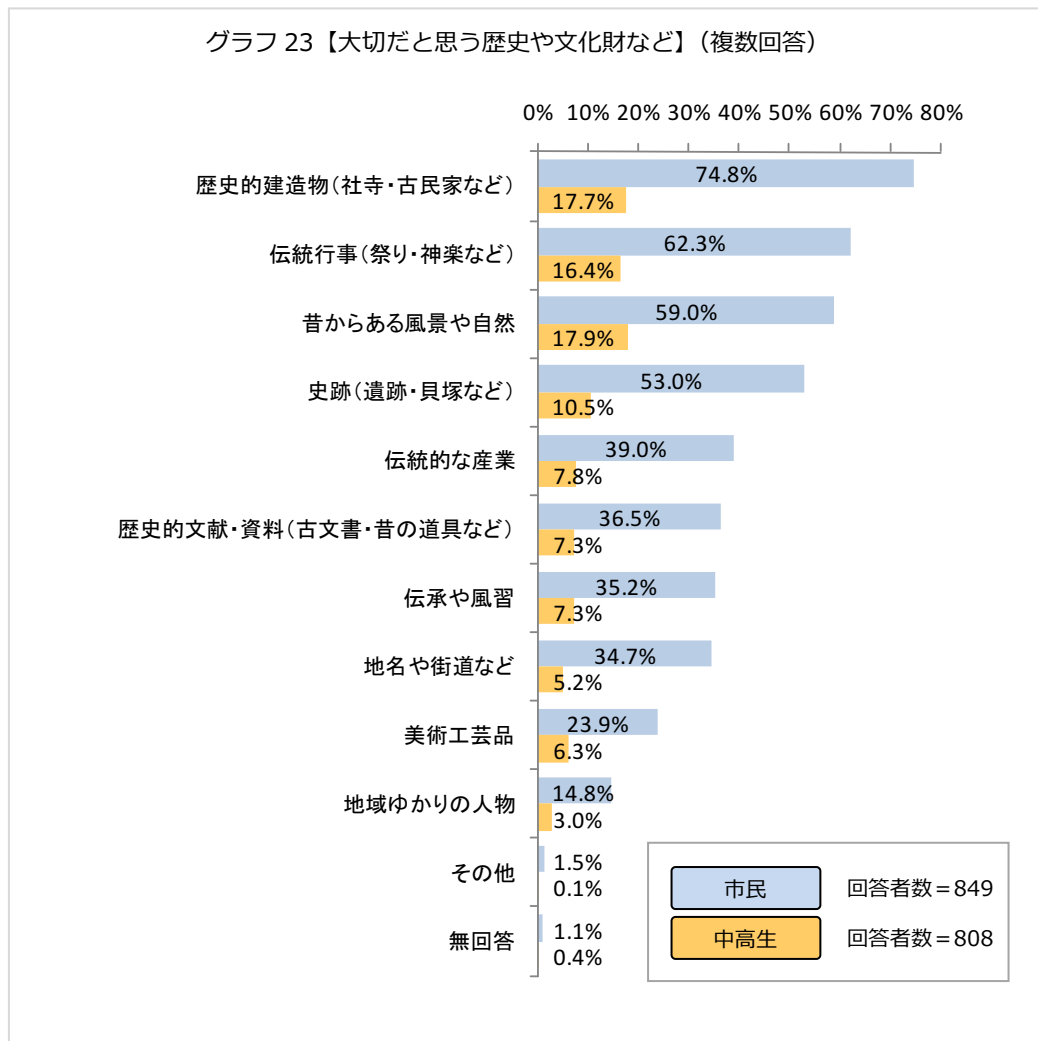
<sup>⑫</sup> 出典：国 世論調査「文化に関する世論調査」(H21)

## (7) 地域の文化資源の活用

## 大切に思う歴史や文化財など

市民アンケート調査では「歴史的建造物（社寺・古民家など）」が74.8%で最も多く、次いで「伝統行事（祭り・神楽など）」「昔からある風景や自然」「史跡（遺跡・貝塚など）」の順に多くなっています。

中高生アンケート調査は、市民アンケート調査よりも複数回答の割合が少なくなっていますが、「昔からある風景や自然」が最も多く、次いで「歴史的建造物（社寺・古民家など）」「伝統行事（祭り・神楽など）」の順に多くなっています。



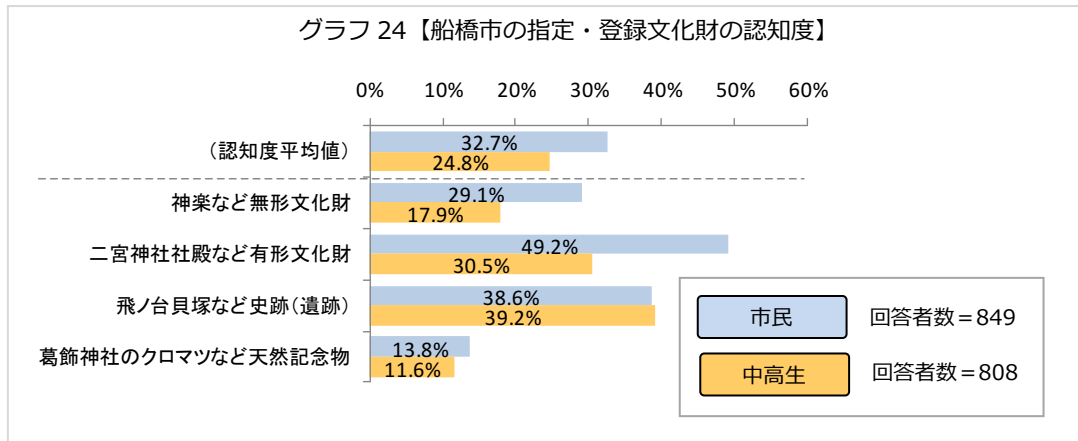


船橋市の文化財の認知度

市民アンケート調査では、船橋市の指定・登録文化財の認知度は「二宮神社社殿など有形文化財」が49.2%と最も多くなっています。

中高生アンケート調査では、「飛ノ台貝塚など史跡（遺跡）」が39.2%と最も多くなっています。

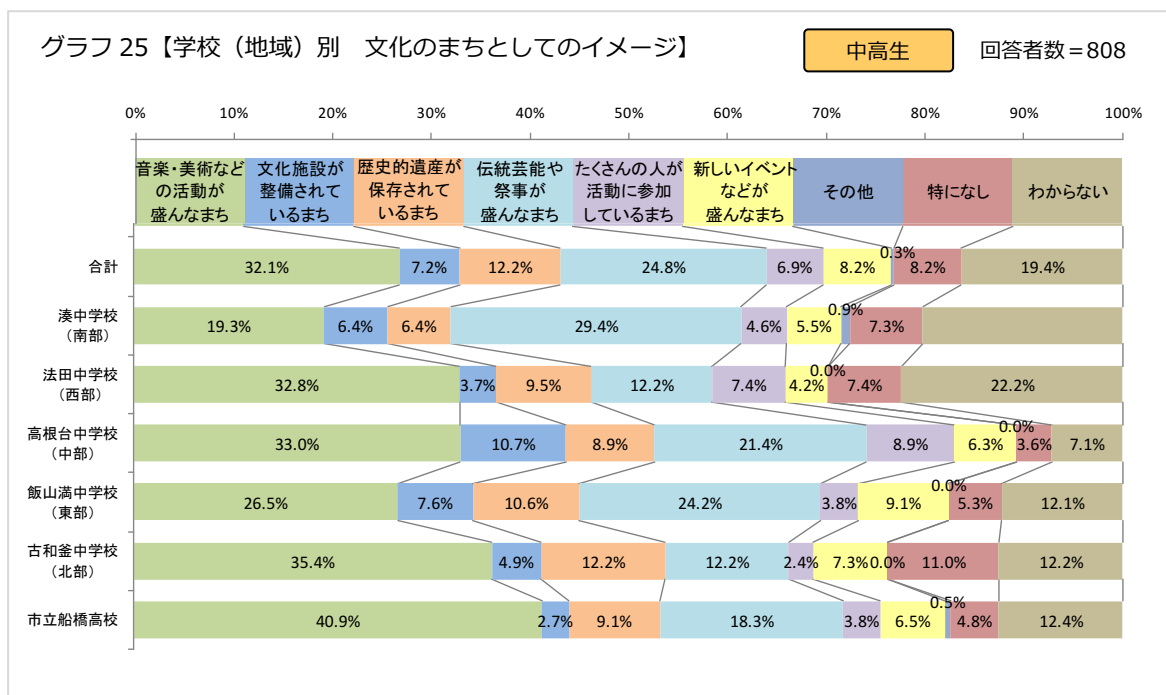
市内の指定・登録文化財の認知度は、市民アンケート調査の平均が32.7%、中高生アンケート調査の平均が24.8%と市民アンケート調査の方が認知度が高くなっています。



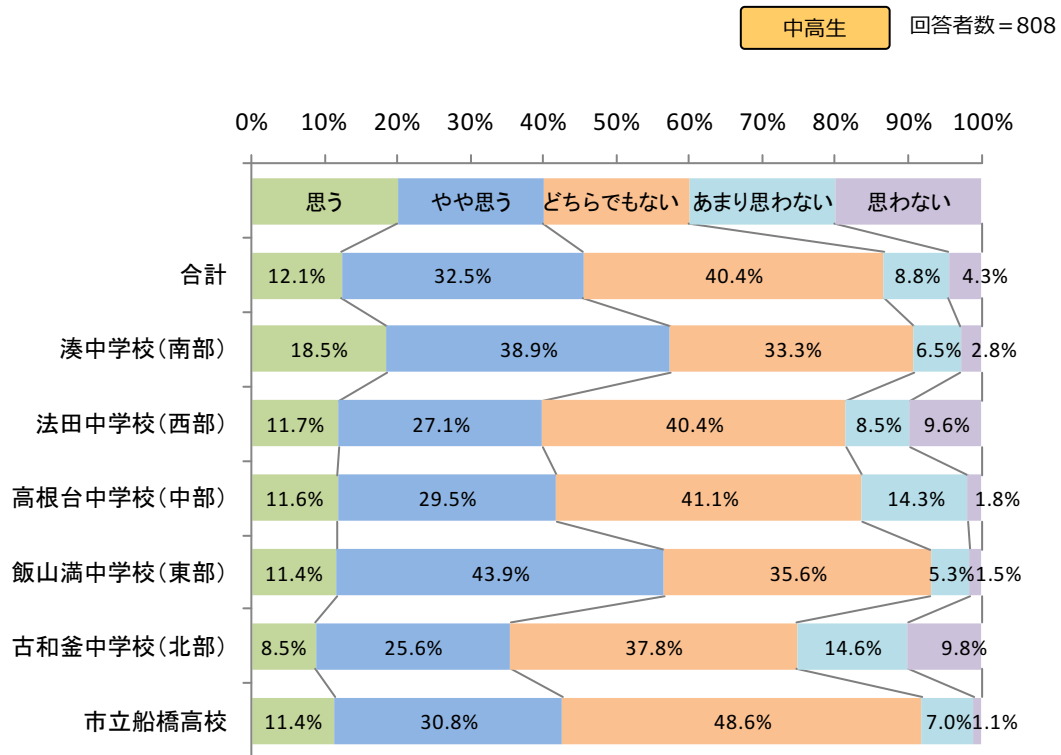
歴史や文化財に関する地域別の比較

中高生アンケート調査では、文化のまちのイメージについて、湊中学校（南部）は「伝統芸能や祭事が盛んなまち」が29.4%と最も多くなっています。

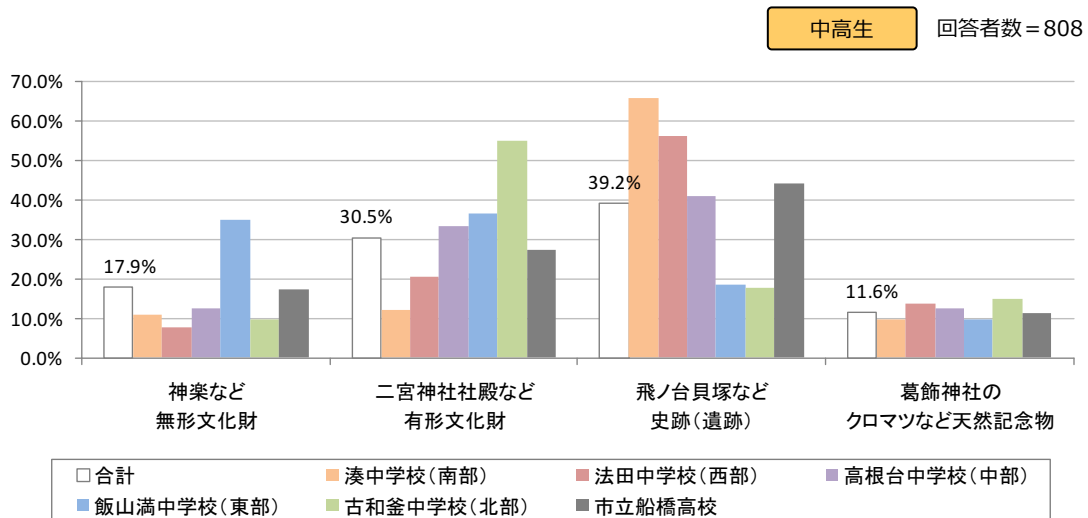
また、船橋市の歴史や文化財が大切にされていると思うかでは、湊中学校（南部）と飯山満中学校（東部）では、「思う」「やや思う」の合計が半数以上と多くなっています。



グラフ 26 【学校（地域）別 船橋市の歴史や文化財が大切にされていると思うか】

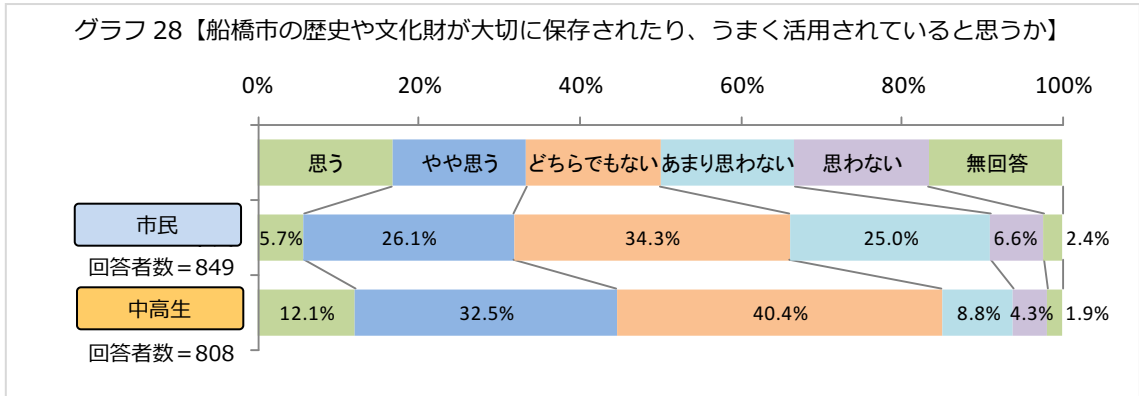


グラフ 27 【学校（地域）別 船橋市の指定・登録文化財の認知度】



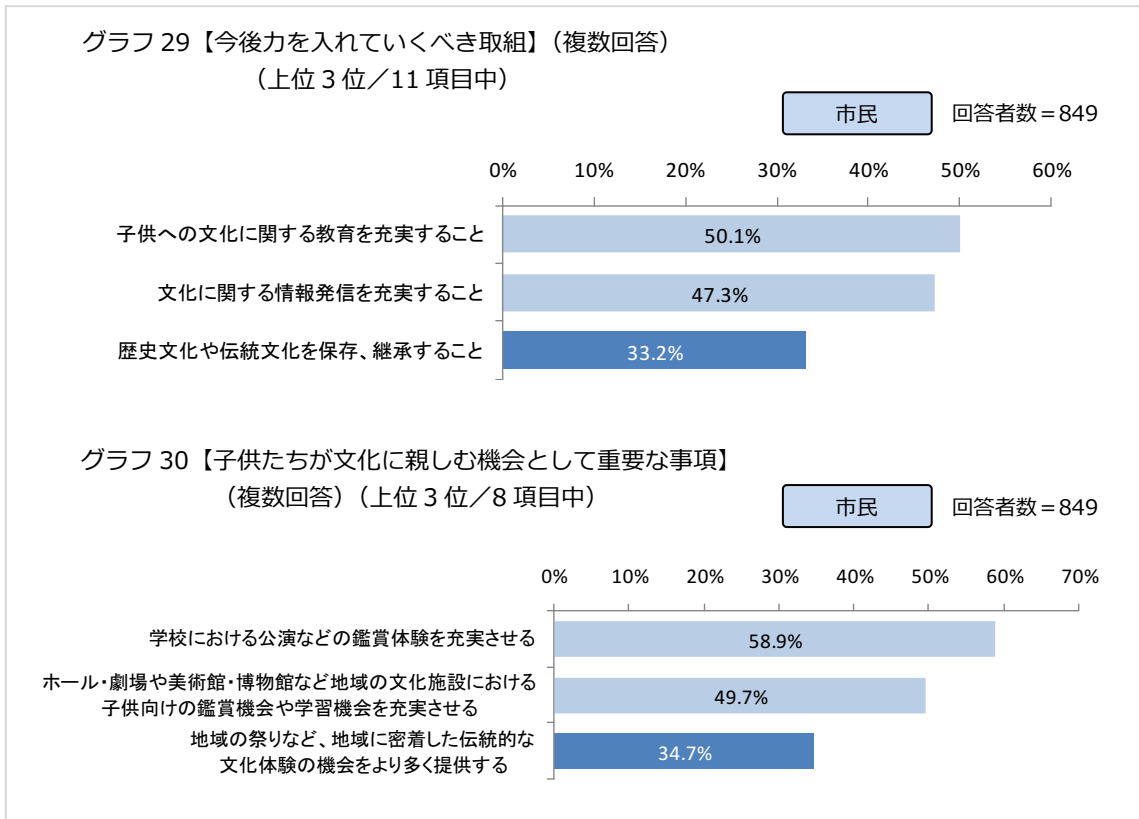
**船橋市の歴史や文化財が大切に保存されたり、うまく活用されていると思う割合**

船橋市の歴史や文化財が大切に保存されたり、うまく活用されていると「思う」「やや思う」を合わせた割合について、市民アンケート調査では 31.8%であるのに対し、中高生アンケート調査では、44.6%と半数近くと多くなっています。



**今後の取組の方向性における地域の歴史や伝統の重要度**

市民アンケート調査では、今後力を入れていくべき取組として「歴史文化や伝統文化を保存、継承すること」(33.2%)、子供たちが文化に親しむ機会として重要な事項として「地域の祭りなど、地域に密着した伝統的な文化体験の機会をより多く提供する」(34.7%)はいずれも上位となっており、地域の歴史や伝統に関する取組は重要視されています。



## 船橋市の隠れた文化・スポット、みんなに教えたいたい身近な文化資源（自由意見）

船橋市の隠れた文化・スポット、みんなに教えたいたい身近な文化資源に関する自由意見は、自然や神社などに関する内容が多く、ふなばしアンデルセン公園や食文化など幅広い内容となりました。市民は様々なものに文化を感じていることが伺えます。

回答者数 = 71 / 849

市民

- 【自然、散策コース】12件……………船橋県民の森、長津川調節池の自然とそこで生息する動植物群・鳥・虫類、飯山満駅周辺散策コース、運動公園の『ホテルの里』鑑賞会、滝不動の海老川の源流と地蔵など
- 【大神宮、神社などの歴史】8件…船橋大神宮、星影神社、二宮神社、市内の街道の歴史など
- 【遺跡など】6件……………東葉高校の東葉門、中野木の"辻切り"、行田地区（無線塔跡など）、習志野駐屯地内空挺館（明治の建物）など
- 【ふなばしアンデルセン公園等】5件…ふなばしアンデルセン公園、長津川調節池公園など
- 【生活文化など】5件……………カフェ文化など
- 【漁師まち、三番瀬】4件……………三番瀬の情報がたくさん有るなど
- 【文化施設】3件……………宮本公民館三百人劇場、公民館が利用しやすいなど
- 【伝統芸能、まつり】3件……………伝統芸能「ばか面おどり」など
- 【イベント】2件……………船橋駅前のライブなど
- 【太宰治】1件……………太宰治と船橋など
- 【その他意見】8件……………みんな知ってはいるけど、触れる機会がないのかもしれないなど
- 【船橋市の文化についてよく知らない】17件

回答者数 = 51 / 808

中高生

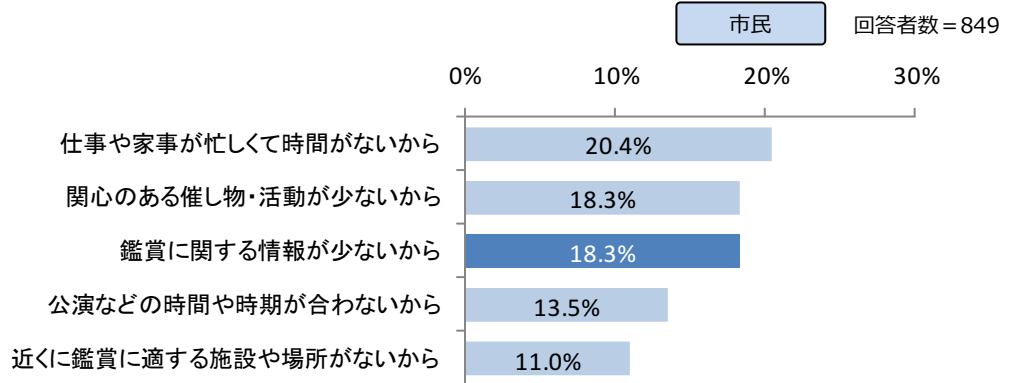
- 【公園・自然】9件……………船橋港親水公園、牧の里公園、長津川親水公園、市の花カザグルマ、桜、海など
- 【神社、祭事等】7件……………船橋東照宮、二宮神社の七年祭、神明神社でのお神楽、東光寺からの眺めなど
- 【食べ物、食文化】7件……………給食が食券制、梨、駄菓子屋、ラーメン屋など
- 【ふなばしアンデルセン公園】5件…ふなばしアンデルセン公園をもっとアピールした方がいいなど
- 【ばか面おどり】4件……………湊町地区のばか面おどり
- 【船橋アリーナ】3件……………船橋アリーナ
- 【音楽活動】3件……………船橋ジュニアオーケストラ、吹奏楽が盛んなど
- 【歴史】2件……………船橋大神宮に徳川家康が鷹狩りに来ていたことなど
- 【イベント】1件……………ふなばし市民まつり
- 【その他】11件……………530（ゴミゼロ）、ふなっしーなど

## (8) 効果的な情報の発信

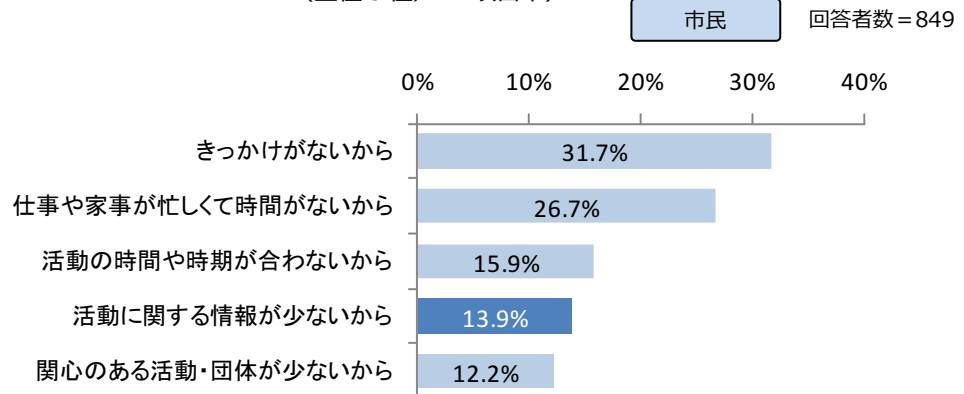
## 鑑賞・活動をしなかった、あるいは思うようにできなかった理由

市民アンケート調査で鑑賞や活動をしなかった、あるいは思うようにできなかった理由として、情報が少ないことがそれぞれ 18.3%、13.9%といずれも上位となっています。

グラフ 31 【鑑賞をしなかった理由、あるいは思うようにできなかった理由】（複数回答）  
（上位 5 位 / 11 項目中）



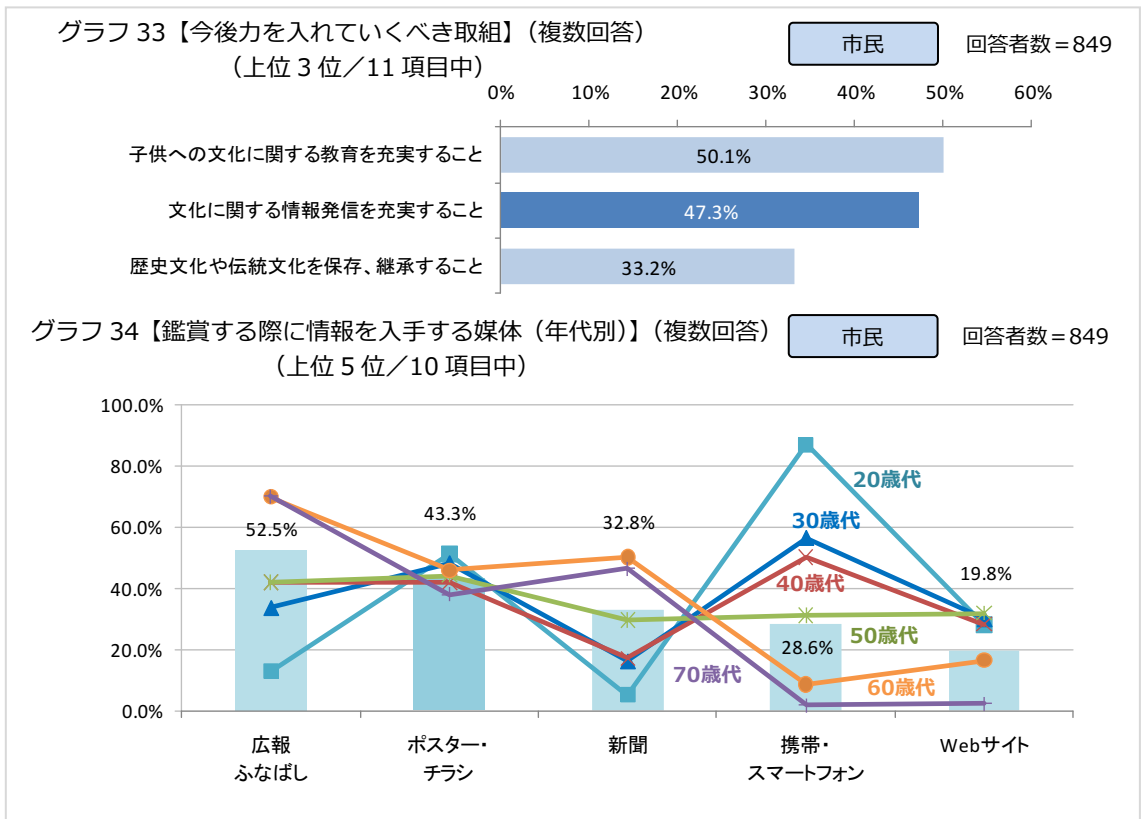
グラフ 32 【活動をしなかった理由、あるいは思うようにできなかった理由】（複数回答）  
（上位 5 位 / 14 項目中）



文化に関する情報提供

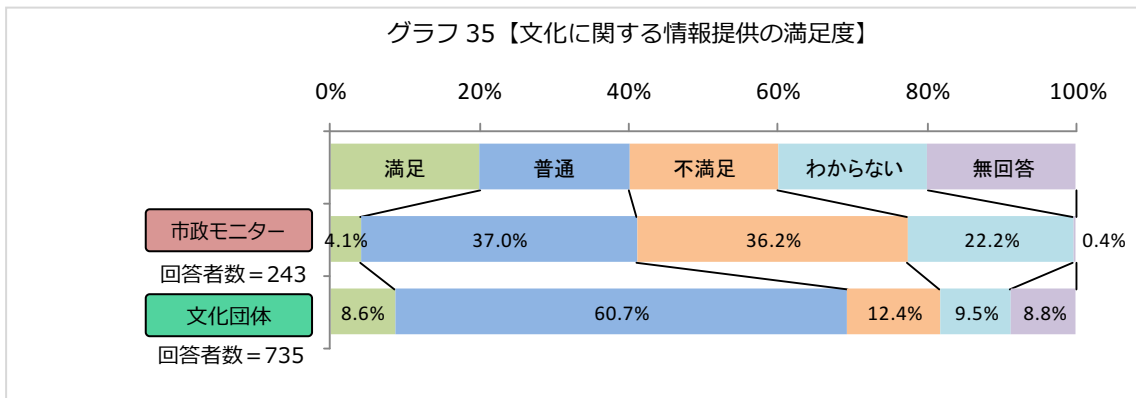
市民アンケート調査では、今後力を入れていくべき取組として「文化に関する情報発信を充実すること」が47.3%と半数近くを占めています。

また、鑑賞する際に情報を入手する媒体としては、20～40歳代は「携帯・スマートフォン」が最も多く、60歳以上では「広報ふなばし」が多くなっていますが、「ポスター・チラシ」はどの年代も4～5割と多くなっています。



文化に関する情報提供の満足度

文化に関する情報提供の満足度について、市政モニター調査では「普通」が37.0%と最も多く、次いで「不満足」が36.2%となっていますが、文化団体アンケート調査では「普通」が60.7%と最も多く、次いで「不満足」が12.4%となっており、両調査の満足度に差が出ています。

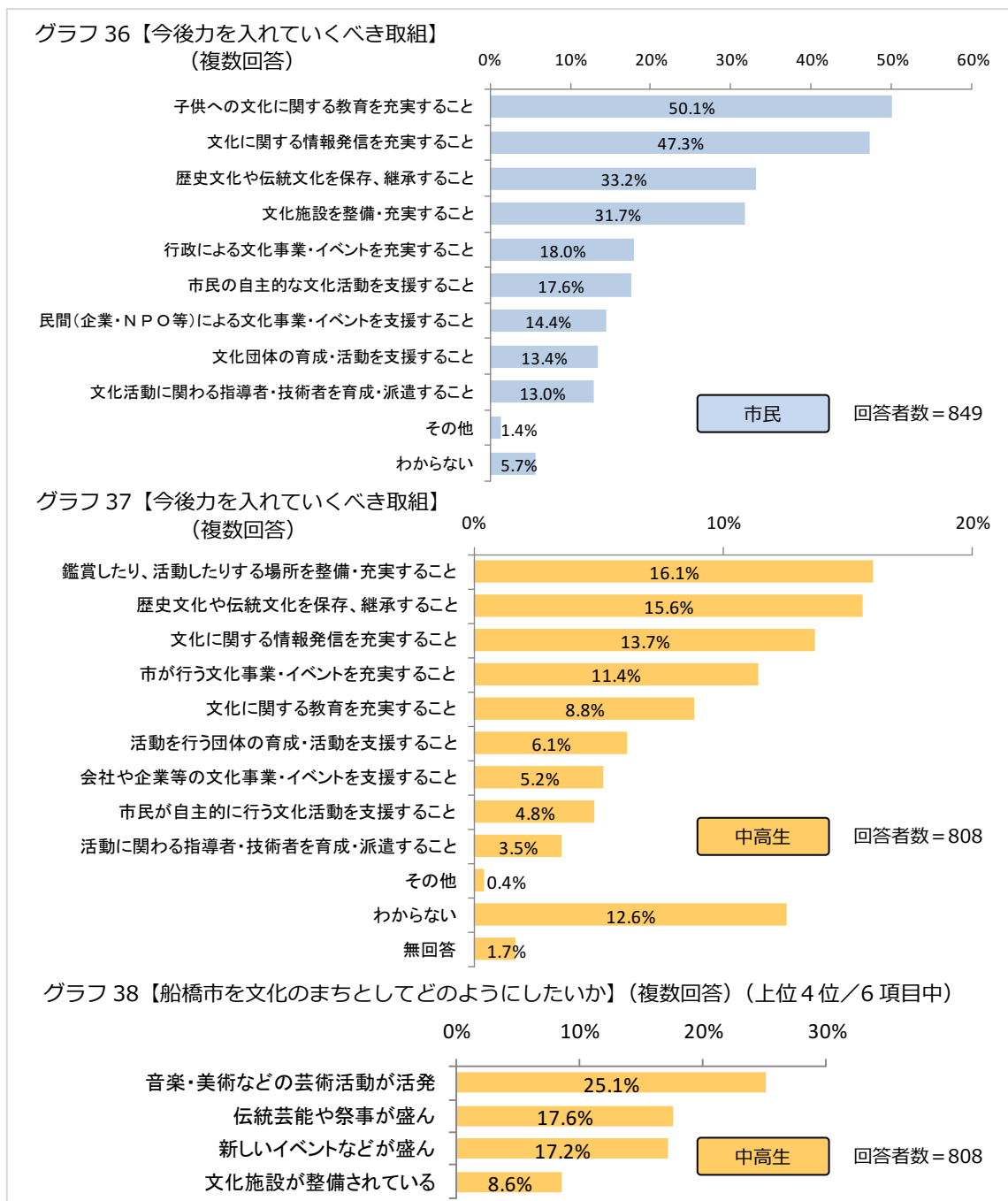


## (9) 今後力を入れて取り組むべきこと

## 今後力を入れていくべき取組

今後力を入れていくべき取組として、市民アンケート調査では「子供への文化に関する教育を充実すること」(50.1%)が最も多くなっていますが、市民アンケート調査、中高生アンケート調査ともに「文化に関する情報発信を充実すること」、「歴史文化や伝統文化を保存、継承すること」が多くなっています。

中高生アンケート調査では「鑑賞したり、活動したりする場所を整備・充実すること」(16.1%)が最も多くなっている一方で、船橋市を文化のまちとしてどのようにしたいかの間では「文化施設が整備されている」の割合は1割未満と低くなっており、文化施設だけでなく環境整備が求められていることが考えられます。



## 「文化振興のアイデア」など（自由意見）

市民アンケート調査では、「子供たちへの取組」に関する意見が最も多く、「学校」や「若い世代」への意見を含めると 32 件となり、次いで「情報発信」に関する意見が多くなっています。

中高生アンケート調査では、「文化施設」に関する意見が最も多く、次いで「情報発信」に関する意見が多くなっています。

（多かった記述上位 5 位）回答者数 = 143 / 849

市民

- 【子供たちへの取組】 22 件 …… 地域に住む大人との交流で心豊かに成長してもらいたい、郷土の歴史教育が大事であるなど  
※ 「学校」、「若い世代」への意見を含めると 32 件
- 【情報発信】 22 件 …… 他と比べて情報発信が少ない、転入者が多く船橋にどのような文化があるのか知らない人が多いなど
- 【文化施設】 20 件 …… 文化施設が中央に集まり過ぎている、ホールの音響がよくない、市の規模に比べてホールが小さいなど
- 【市内で鑑賞できない】 17 件 …… 近隣市に比べて一流のアーティストのコンサートが少ない、美術館など芸術に親しむ施設もあまりないなど
- 【イベント】 10 件 …… 市民が多く参加できるイベントを増やすなど

（多かった記述上位 5 位）回答者数 = 104 / 808

中高生

- 【文化施設】 20 件 …… 文化に親しむためだけの施設をつくる、気軽に使える防音室があるとよいなど
- 【情報発信】 14 件 …… 文化やスポットが思いつかないので情報発信が必要、学校などでもっと情報を知らせるなど
- 【イベント】 13 件 …… 船橋市内全体が参加できるようなイベントを増やすなど
- 【興味・関心を増やす】 11 件 …… 若い人も気軽に楽しめるとよいなど
- 【無料で、安い金額で】 7 件 …… 安い金額で定期的なワークショップなどを増やしてほしい、子供を無料で招待するなど



## 6. 課題分析（詳細）

船橋の歴史、文化資源、地域の特性、社会背景、アンケート調査や文化団体との意見交換会の結果を踏まえ、課題を整理しました。

### （1）課題の整理

#### 課題1. 市民が文化に触れるきっかけづくりが求められています

市民アンケート調査では、市内の鑑賞のしやすさ（資-17、グラフ7）に「満足している」（2.7%）「どちらかといえば満足している」（15.3%）を合わせた割合（18.0%）は低く、市内の活動のしやすさ（資-20、グラフ13）に「満足している」（7.3%）「どちらかといえば満足している」（40.7%）を合わせた割合は約半数（48.0%）となっています。中高生アンケート調査では、今後力を入れていくべき取組（資-31、グラフ37）として「鑑賞したり、活動したりする場所を整備・充実すること」（16.1%）が最も多くなりましたが、船橋市を文化のまちとしてどのようにしたいか（資-31、グラフ38）では「文化施設が整備されている」の割合は1割未満（8.6%）と低く、文化施設だけでなく環境整備が求められていることが考えられます。

また、市民アンケート調査の活動をしなかった、あるいは思うようにできなかった理由（資-19、グラフ12）として、「きっかけがないから」（31.7%）が最も多く、活動の環境を整備・充実させ、文化に触れるきっかけをつくることが課題といえます。

#### 課題2. 市民の鑑賞・活動につなげる情報発信が求められています

市民アンケート調査では、鑑賞・活動をしなかった理由、あるいは思うようにできなかった理由（資-29、グラフ31、32）として情報が少ないことが上位となっており、今後力を入れていくべき取組（資-30、グラフ33）でも、「文化に関する情報発信を充実すること」（47.3%）が、2番目に多くなりました。文化の鑑賞や活動につなげるための情報の整理・発信が課題といえます。

#### 課題3. 公共交通網が発達し、利便性が高い地域であることを踏まえた施策が求められています

文化施設は南部地域に多く、駅周辺にあることから文化施策を展開する上で発信力・求心力が高いといえます。

船橋市は9路線（35駅）が交差する都心に近い地域であり、気軽に足を運ぶことができるため東京都内で鑑賞する割合が39.4%、市内で鑑賞する割合は31.3%（資-16、グラフ6）となっています。

市民アンケート調査では、今後、市内で鑑賞したいもの（資-18、グラフ9）として「高価でも著名なアーティストによる展覧会やコンサートなど」（36.2%）「街中で仕事帰りなど気軽に立ち寄ることができるもの」（29.9%）が挙げられています。公共交通網が発達し利便性が高いことを活かし、日常生活の中で気軽に楽しめる事業とともに、市外からも足を運んでもらえるような施策の展開が求められます。

また、市が行う事業のみならず2020年東京大会の開催に関わる取組においても、都心から足を運びやすいことを踏まえる必要があります。

#### 課題4. 教育やまちづくりなど、他の取組と連携しながら、文化施策を推進する基盤づくりが求められています

文化団体との意見交換会では学校教育や船橋市の各地域での取組と連携していくことで、より地域に根差した活動として活性化させたい（資-11）という意見がありました。

また、市民アンケート調査では、文化の振興に期待する効果（資-23、グラフ19）について「子供が心豊かに成長する」（57.7%）が最も多く、次いで「地域の人々が生きる楽しみを見出せる」（50.1%）「地域に住む人々の交流や社会参加が盛んになる」（47.3%）が高くなりました。

また、文化芸術ホールの利用率は非常に高い一方、活動をしている割合（資-19、グラフ10）は少な

いことから、文化活動を新たに始め、楽しめるよう施策を推進していく必要があります。

文化活動を行うことができる基盤となる拠点を整備することにより、継続した文化活動が行えるよう施策を推進していくことが求められています。

#### 課題5. 将来を担う子供たちが心豊かに成長するための取組が求められています

市民アンケート調査では、文化の振興に期待する効果及び今後力を入れていくべき取組（資-23、グラフ 19、20）で子供たちに関する内容が多く、文化振興のアイデア（資-32）でも子供たちへの取組に対して多くの意見がありました。

そのため、施策の方向として特に子供たちへの取組を重要視する必要があります。

#### 課題6. 子供から大人まで生涯にわたって地域で学ぶための取組が求められています

活動をしている割合は、中高生アンケート調査では 38.8%であるのに対し、市民アンケート調査では 14.5%（資-19、グラフ 10）となっており、年齢や生活スタイルなど環境の変化により割合が減少していることが伺えます。

文化団体アンケート調査では文化団体の活動の成果（資-21、グラフ 17）として、「同じ趣味・活動を行う人の交流の場を確保することができた」（34.0%）が多くなった一方で、活動の問題点や課題（資-21、グラフ 18）として「会員の高齢化」（37.3%）が挙げられています。

文化団体との意見交換会では、学校教育との連携により、生涯にわたって切れ目のない文化振興に努める（資-11）との意見もあり、地域で学び続けることができる環境が求められています。

#### 課題7. 各地域への愛着・親しみをもてる取組が求められています

船橋市への愛着について平成 27 年度市民意識調査では、「愛着がある」（46.0%）「やや愛着がある」（35.5%）を合わせて 81.5%と高くなっています。

しかし、市民アンケート調査の船橋市の隠れた文化・スポット、みんなに教えたいたい身近な文化資源に関する自由記述（資-28）では、「船橋市の文化についてよく知らない」という意見が多く、船橋市の各地域には多くの伝統芸能や祭事がありますが、船橋市の指定・登録文化財の認知度（資-25、グラフ 24）は平均で 32.7%（中高生 24.8%）と決して高くありません。

こうしたことから、市民が船橋市の地域の文化を知ることにより身近に感じ、地域への愛着や親しみにつながる取組が求められています。

また、駅周辺にある市民文化ホール、市民文化創造館（きららホール）などでの魅力ある事業やふなばしアンデルセン公園や子ども美術館などの特徴的な資源を活用した事業など、各地域の魅力を効果的に発信していくことが求められています。

#### 課題8. 各地域の特徴を踏まえた文化資源の活用と人と文化資源をつなぐ取組が求められています

船橋市の各地域には、自然や歴史等を反映した文化が多く残されています。

市民アンケート調査では、今後力を入れていくべき取組（資-27、グラフ 29）として「歴史文化や伝統文化を保存、継承すること」（33.2%）、子供たちが文化に親しむ機会として重要な事項（資-27、グラフ 30）として、「地域の祭りなど、地域に密着した伝統的な文化体験の機会をより多く提供する」（34.7%）が上位となっており、自由記述（資-28）でも地域の文化資源について多くの意見がありました。

また、文化資源は守り伝えられてきた地域によって特徴が異なっており、中高生アンケート調査では、歴史や文化財の保存や活用に対する意識に地域ごとの傾向（資-25、グラフ 25、資-26、グラフ 26、27）がありました。地域によって市民の意識も多様となっています。

こうしたことから、地域の文化資源の更なる周知・共有により、人と人、人と文化資源をつなぎ相互理解を深める取組が必要です。

## 7. (参考) 事業体系

## ❖ 基本目標 I 「気づき始まる」

No.	所管	事業名	事業概要
1	文化課	地域ふれあいコンサート	地域住民で組織された実行委員会が、公民館などの地域の身近な会場でプロの演奏家等によるコンサートを開催します。
2	文化課	文化活動普及事業	子供たちが身近に質の高い文化活動に触れる機会を提供し、豊かな心や創造性を育むことを目的に、市内の小中学校等にアーティスト等を派遣し、授業を行います。 派遣するアーティスト等は、芸術、文学、音楽、舞踊、伝統芸能などの分野で文化活動を行っている方について有識者の意見を参考に審査し、船橋市のアーティストバンクに登録します。
3	文化課	船橋市文学講座	船橋市文学賞選者により、一部門ごとに毎年度、講座（講習）を実施し、船橋市文学賞への募集への一助としています。
4	文化課	所蔵作品展	船橋市ゆかりの芸術家の美術品、清川記念館や吉澤野球博物館から寄附・寄託を受けた美術品・野球資料などを市民の財産として市民ギャラリー等で展示することにより、作家及び作品を広く市民に知らせ、市の文化振興のみならず、ふるさと船橋への思いを育みます。
5	文化課	ロビーコンサート	昼の憩いのひとときに、市民及び市職員にさわやかな音楽と安らぎを提供するとともに、音楽の生演奏に触れることによって音楽文化に関心を持ってもらう機会とするため、月に1回（8月を除く）、市役所1階ロビーで質の高い音楽の演奏会を実施します。
6	文化課 (指定管理)	市民ギャラリー・茶華道センター主催事業	(平成 28 (2016) 年度事業の一部) <ul style="list-style-type: none"> <li>・船橋市所蔵作品展</li> <li>・茶道・華道の体験教室</li> <li>・子供茶道教室</li> <li>・スクエア寄席</li> <li>・日本舞踊子供教室</li> <li>・外国人対象日本伝統文化体験教室</li> </ul>
7	市民文化ホール	市民文化ホール主催事業	様々なジャンルの質の高い公演を実施するとともに、市民がアーティストと直接共演する場や学ぶ機会を提供します。 (平成 28 (2016) 年度事業の一部) <ul style="list-style-type: none"> <li>・エイミー・ハナイアライ（ハワイアン歌手とフラサークルとの共演）</li> <li>・ワールド・バンブー・オーケストラ（ワークショップで竹楽器を自作し本公演で共演）</li> <li>・アンデルセンプロジェクト 2016（プロの演出家等の指導による市民参加型の舞台）</li> <li>・23rd BAND STAND FUNABASHI（社会人ビックバンドとの共演）</li> </ul>

資料編

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荘村清志氏公演の特別企画（応募した市民へのクラシックギター公開レッスン）</li> </ul>
8	市民文化創造館（きららホール）	市民文化創造館（きららホール）主催事業	<p>小規模な施設で平土間形式といったホールの特性に合わせ、独創的で気軽に参加できる公演を実施するとともに、船橋ゆかりのアーティストや伝統芸能を紹介します。</p> <p>（平成 28（2016）年度事業の一部）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ベビーカーライブ（親子が気軽に楽しめる子育て支援のための公演）</li> <li>・ 夏休みワークショップ（竹楽器を自作する企画。参加者は本公演で出演者と共演）</li> <li>・ 船橋伝統芸能を楽しむ会（市指定無形民俗文化財の神楽を、平土間ならではの自由な舞台設定で紹介）</li> <li>・ ちょっとよりみちライブ（仕事や買い物帰りに気軽に立ち寄れる無料コンサート）</li> </ul>
9	社会教育課	船橋市生涯学習ガイドブック「楽しく学ぼうふなばし」	<p>市民の皆さんの自主的に「何かを学びたい」、「体験したい」という要求に応じていくために生涯学習の情報ガイドブック「楽しく学ぼうふなばし」を発行しています。このガイドブックでは船橋市等が行っている市民を対象とした生涯学習事業を一冊にまとめ、年 3 回春夏号・秋号・冬号として発行し、学びの情報をこまめに市民の皆さんに伝えていきます。「いつでも、どこでも、楽しく」学べる情報が満載です。</p>
10	商工振興課	船橋市役所 特案係	<p>船橋市の観光スポットを紹介していくというドラマ仕立ての PR ドラマです。エンディング曲などは、駅前や商店街をステージにしたライブ「まちかど音楽ステージ」の出演者が制作。市民エキストラの出演など、市民のみなさんの協力を得ながら制作しています。</p>
11	公園緑地課	市の花 PR 活動	<p>市の花『ヒマワリ』の種や『カザグルマ』の苗を各小中学校や各保育園等及びふれあい花壇や花いっぱいまちづくり事業などに参加している団体に配布し育ててもらいます。</p> <p>※ヒマワリの種は市民にも配布。</p>
12	環境政策課	ふなばし環境フェア	<p>市民、事業者及び行政それぞれが、環境意識を高め、健全で恵み豊かな環境の実現を目指して、パネル展示、こどもイベント広場、地球温暖化防止ブースなどを出展し、自然とのつながりについて理解を深める場を提供します。</p>
13	環境政策課	三番瀬の生き物さがし	<p>貴重な干潟である三番瀬に住む生き物を探し、触れることにより、干潟の自然浄化能力や生態系について学び、身近な自然への関心を深める場を提供します。</p>
14	環境政策課	ふなばし三番瀬クリーンアップ	<p>三番瀬についての関心と理解を深め、環境保全に向けた取組として、浜辺の清掃（ふなばし三番瀬海浜公園）を行います。清掃作業後、自然観察会などの各種イベントを開催し、楽しみながら三番瀬についての関心と理解を深める場を提供します。</p>

資料編

15	環境政策課	自然散策会	自然散策マップを利用して自然散策会を開催し、市内に残された貴重な自然環境に触れて、身近な自然への関心、理解を深める場を提供します。
16	環境政策課	夏休みセミのぬけがら調査	夏の代表的な昆虫であるセミのぬけがらを調べることにより、身近な自然への関心を深める場を提供します。
17	市民協働課	ふなばし市民活動フェア	市内における市民活動を推進する目的から、市民活動サポートセンター等を会場として、市民活動団体に参加を募り、パネル展示、プレゼンテーション、パフォーマンス等により日頃の団体の活動をPRするイベントを開催します。
18	健康政策課	ふなばし健やかプラン21推進事業	運動・スポーツや食育等に関するイベントや講座の開催をはじめ、市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、ふなばし健やかプラン21を推進します。
19	広報課	広報ふなばし	毎月1日、15日に発行され、主な日刊紙（朝刊）に折り込んでお届けしているほか、20駅で広報スタンドを設置しています。 新聞を購読していない方には希望により無料でポストイングをしています。また、市ホームページや携帯サイト「モバフナ」のほか、スマートフォン用無料アプリ「マチイロ」でも見られます。
20	広報課	船橋市公式ツイッター	ツイッターによる情報は、市のホームページから配信される新着情報（RSS）を自動で収集し配信していくもので、「お知らせ」「イベント・講座」の情報はもとより、「緊急情報」、「災害や光化学スモッグなどの情報」や「防災行政無線の情報」など、安全・安心に関する情報なども配信していきます。 ホームページでお知らせする情報をリアルタイムで自動配信するため、土・日曜日や祝日、年末年始も情報を提供します。
21	広報課	魅力発見サイト FUNABASHI Style	船橋市の魅力を動画や写真などにより紹介するサイトを開設し、船橋・地名の由来や気になる情報を多数掲載しています。
22	広報課	ロケーションガイド ふなばし撮おりゃんせ	船橋市内において、映画やドラマ、CM、プロモーションビデオなどの撮影制作に関わる要望に応えます。窓口を一元化することで、市内の各ロケーション紹介をはじめ、撮影が円滑に進むようサポートし、事務手続き等の効率化と公共施設の有効活用を図りながら、撮影の支援をします。
23	広報課	船橋市の運営するソーシャルメディア	YouTube チャンネル（広報課、船橋観光PRドラマ『船橋市役所特案係』）、Facebook ページ（広報課、市民の声を聞く課、教育委員会文化課、市民文化ホール・市民文化創造館（きららホール）、地方卸売市場、船橋観光PRドラマ『船橋市役所特案係』、目利き番頭船えもん、図書館、船橋アリーナ）

## ❖ 基本目標 II 「学び楽しむ」

No.	所管	事業名	事業概要
1	文化課	ふなばし音楽フェスティバル	多くの市民に音楽を楽しむ機会を提供し、音楽文化の振興に努めることを目的に、ふなばし音楽フェスティバル（①音楽のまち・ふなばし 千人の音楽祭 ②地域ふれあいコンサート ③文化芸術ホール等主催事業）を2月の音楽月間に実施。加えて秋に、船橋駅周辺を音楽に包まれた一日にする④ふなばしミュージックストリートを開催します。
2	文化課	ふなばしミュージックストリート	市内の施設・公園等に音楽会場を設営し、一般公募によるアーティストが、様々なジャンルと場所で演奏を行います。まちに音楽が溢れ、一日を通し音楽のまちを体感してもらいます。
3	文化課	まちかど音楽ステージ	市内に市公認の音楽演奏会場を整備し、アーティストの発表の場とするとともに市民に対し身近に音楽に親しんでもらう場を提供します。
4	文化課	船橋市文学賞	船橋市における文芸活動の振興を図るため、小説・児童文学・詩・短歌・俳句の各部門の作品を公募し、特に優れた作品を選奨（文学賞、佳作を選考）します。 また、授賞式と懇談会を開催して選者と受賞者の交流の場を設けており、文学賞、佳作を受賞した作品は、「船橋市文学賞作品集」として編纂し、有償頒布しています。
5	文化課	各種芸術文化事業の主催及び共催	各種芸術文化事業の主催及び共催をすることにより、芸術文化の振興、各種芸術文化団体の育成指導を図ります。 （平成28（2016）年度） 主催：三曲祭、日舞祭、いけばな展、合唱祭、写真展、美術展覧会「市展」 共催：民謡民舞連合会春季大会、謡曲大会、吟剣詩舞大会、合唱講習会
6	文化課	事業の後援	文化芸術活動を行う団体・個人に対して、その活動の広報について協力し、開催を援助します。
7	社会教育課	ふなばし市民大学校	ふなばし市民大学校は、「まちづくり学部」と「いきいき学部」があり、「まちづくり学部」は18歳以上を対象とし、スポーツや生涯学習、ボランティアなどを通して地域活動ができる人材の育成を目指します。 「いきいき学部」は60歳以上を対象とし、授業やクラス活動を通して、楽しい学生生活から生きがいがづくり、仲間づくりを目指します。 また、市では卒業生有志で組織する船橋市生涯学習コーディネーター連絡協議会と連携した事業を実施しています。
8	社会教育課	社会教育バス	社会教育バスは「動く教室」として昭和48（1973）年より、主に社会教育関係団体の研修に利用されています。 研修がより充実した楽しいものになるようお手伝いします。

資料編

9	公民館	公民館主催事業	毎年度 26 公民館で、「成人一般」「青少年」「女性」「高齢者」「その他」の5つの区分でコンサート・自然散策・市内の文化財めぐりなど文化等に関わる多くの学級講座・集会活動を実施しています。
10	図書館	図書館主催事業	様々なテーマによる図書展示、図書館講座、おはなし会や読み聞かせのほか、船橋市図書館所蔵資料展などを実施します。
11	商工振興課	ふなばし市民まつり	「さまざまな産業がいきているまち・ふなばし」で学び、働き、暮らす人たちが力をあわせ、みんなで『まつり』をつくり、参加することにより「活気とにぎわいのあふれるふるさと・ふなばし」を実現するために下記の事業を実施します。 ○めいど・いん・ふなばし ○ジョイ&ショッピングフェア ○ふれあいまつり ○船橋港親水公園花火大会
12	公園緑地課	ふれあい花壇	公園を清掃している団体（町会）を対象に公園等に設置している花壇に花の苗を植えてもらいます。
13	公園緑地課	花いっぱいまちづくり事業	まちかどに草花を植栽する町会、自治会等の団体に花や肥料でかかった費用の1/2を助成します。（上限20万円）

## ❖ 基本目標 Ⅲ「育みつながる」

No.	所管	事業名	事業概要
1	文化課	音楽のまち・ふなばし 千人の音楽祭	オーケストラ・吹奏楽・合唱・邦楽などのジャンルごとに参加者を募り、船橋アリーナに集い演奏を行います。フィナーレでは、出演者全てによる演奏で子供たちの未来に向けた音楽環境を作ります。
2	社会教育課	生涯学習サポート事業	「学びの輪」を広げるため自主的に「何かを学びたい、体験したい」と思っている人と自分の技能や知識をボランティアとして生かしたいと思っている人を結び付けて、市民の学びあいをお手伝いします。
3	生涯スポーツ課	ホテル観賞会	自然に対する理解を深めるとともに、子供たちの豊かな心を育むため、ホテルの里でゲンジボタルの観賞会を実施します。
4	青少年課	ハッピーサタデー事業	原則毎月第3土曜日を「ふなばしハッピーサタデー」とし、市内26公民館が主体となり地域の団体と連携を図り、子どもまつり、映画会、料理教室など様々な事業を行うことにより健全育成を図ります。
5	指導課	楽器貸与事業	音楽関係の部活動に加入している児童生徒が十分に楽器が使用できるよう、市が楽器を購入し、小・中学校に貸与し部活動の充実を図ります。
6	指導課	造形作品展	児童生徒の作成した立体作品の展示会を行い、表現及び鑑賞活動を通して、豊かな情操を養います。
7	指導課	夢・アート展	児童生徒の作成した絵画作品の展示会を行い、表現及び鑑賞活動を通して、豊かな情操を養います。
8	指導課	小・中学校音楽教育合唱委託事業	市内合唱発表会において、プロによる合唱演奏を鑑賞することにより、情操教育の充実を図ります。
9	指導課	学校音楽鑑賞事業	千葉県の支援で千葉交響楽団の鑑賞教室を行い、情操教育の充実を図ります。
10	指導課	小・中・特別支援学校書写展覧会	書写の展示会を行い、書写の技能の向上を図るとともに、文字文化に親しむ態度を育成し、文字の芸術性に関心を向ける素地を養います。
11	障害福祉課	障害者週間記念事業（作品展）	障害者週間記念事業において作品展を開催するなど作品発表の場を提供します。
12	秘書課国際交流室	姉妹都市等交流事業	姉妹・友好都市等との親善交流促進のため、各種交流事業を開催します。 また、双方の市でテーマを共有して行う交流・情報交換を行います。



資料編

13	秘書課国際交流室	市民主体の国際交流支援事業	市民を中心に組織された国際交流協会をはじめ、市民が主体となった姉妹・友好都市等との草の根交流を促進します。
14	秘書課国際交流室	相互理解促進事業	市内に住む人同士の相互理解を深めるための事業として、いろいろな国や文化を紹介する講座や、多くの人々が楽しく交流しながら理解し合えるようなイベントを開催、支援します。
15	秘書課国際交流室	外国人の自立支援と地域社会への参加支援事業	外国人との共生社会の実現に向け、外国人にも住みやすい環境を作るとともに、国際交流協会をはじめとするボランティアと協力し、外国人相談窓口、日本語教室等の開催、災害時外国人支援サポーター養成講座等を行います。

## ❖ 基本目標 IV 「活かし伝える」

No.	所管	事業名	事業概要
1	文化課	埋蔵文化財普及事業	埋蔵文化財の重要性について普及啓発を促進するために、①分かりやすく親しみやすい遺跡マップを作成、市内小学校 6 年生全員及び公共施設等へ配布します。②既に市内の Web-GIS 上で公開している埋蔵文化財包蔵地図を庁外配信し、ホームページ上で閲覧できるようにします。③市内各地の埋蔵文化財包蔵地に遺跡説明板を設置します。
2	文化課	文化財普及事業	指定・登録文化財及びその他の文化財を広く周知するとともに、その地において文化財を将来に残していくことを目的に、文化財説明板の設置や文化財施設等における展示等を行うほか、『船橋市の文化財』の刊行、ホームページによる周知等を行います。また、出前講座等に講師を派遣し、指定文化財等の情報提供を行います。
3	文化課	重点保護遺跡選定事業	市内遺跡の中で、特に主要な遺跡及び消滅の危機にある遺跡を選定し、開発等で遺跡が失われる前に政策的に遺跡の保護を図ります。特に貴重な約 1 万年前の貝塚である取掛西貝塚の国指定史跡化を目指します。 ほかに市内の主要遺跡の一つである飛ノ台貝塚の県指定史跡化を目指して県へ具申します。
4	文化課	海老ヶ作貝塚整理調査事業	海老ヶ作貝塚 3 次地点（大穴近隣公園整備事業地内）の市指定史跡化を目指して、過去に実施された海老ヶ作貝塚発掘調査成果の再整理事業を実施し、「海老ヶ作貝塚総合研究報告書」を作成します（平成 27～30 年度の予定）。
5	文化課	埋蔵文化財保護事業	市内には約 200 ヶ所の埋蔵文化財（遺跡）があり、宅地開発等でやむを得ず遺跡が破壊される場合は事前に発掘調査を実施し、その成果をまとめて遺跡の詳細な記録・分析報告書を作成します。本事業は開発で失われる遺跡の記録を後世に残すための文化財保護事業です。船橋市は県内でも開発等やこれに伴う埋蔵文化財の事務取扱い量が多く、平成 26（2014）年度は遺跡の中における土木工事は 180 件あり、そのうち確認調査 24 件、本調査 7 件を実施し、また発掘調査の記録・分析報告書を 10 冊発行しました。
6	文化課	文化財調査事業	文化財そのものや現在の文化財の状況等について、調査を実施し、文化財の保護に寄与することを目的としています。 指定・登録文化財及びその他の文化財に関する状況、実態調査を行います。
7	文化課	文化財保護事業	文化財を保護し、将来へ残すことを目的とします。指定・登録文化財及びその他の文化財の状況、実態調査結果に基づき、保護についての指導等を行います。 また、指定・登録文化財へ管理伝承事業、修理等についての補助金を交付します。

資料編

8	郷土資料館	郷土資料館主催事業	<p>(平成 27 (2015) 年度事業の一部)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域史講座等の教育普及活動</li> <li>・ 小学校での移動博物館</li> <li>・ 船橋のあゆみ (常設展)</li> <li>・ 船橋の昭和一写真で見る戦後 70 年ー (企画展)</li> </ul> <p>※平成 28 (2016) 年度は休館中であるため 27 年度事業を掲載しています。</p>
9	飛ノ台史跡公園博物館	飛ノ台史跡公園博物館主催事業	<p>(平成 28 (2016) 年度事業の一部)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 縄文コンテンポラリー展 - わたしたちのみなもと</li> <li>・ 飛ノ台史跡公園博物館・海神中学校合同展 「日本の美を今に活かした作品展」</li> <li>・ 縄文大学等の教育普及活動</li> <li>・ 船橋の遺跡展～里帰りした資料たち</li> </ul>
10	視聴覚センター	21 世紀のデジタルプロジェクト	<p>20 世紀中に撮影された写真や映像が劣化していく現状をふまえ、これらを貴重な文化遺産として次世代に継承していく事業として推し進めています。</p> <p>また、船橋市や船橋市民の方が保有している写真や映像を歴史的な資料としてデジタル処理を行い、保存・活用を図っています。</p> <p>昔の船橋の写真や映像の提供について随時募集しています。</p>
11	市民協働課	ふなばし市民力発見サイト	<p>健康の増進や文化・スポーツの振興など、様々な分野で活躍する個人・団体の活動内容やイベント等の情報を集約し、それを市民の皆さんに発信するためのインターネットサイトです。</p>

## 8. 関係法令

## 文化芸術振興基本法

(平成十三年十二月七日法律第百四十八号)

## 前文

## 第一章 総則（第一条—第六条）

## 第二章 基本方針（第七条）

## 第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

## 附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

## (目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 基本方針

第七条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

### 第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

#### (芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (地域における文化芸術の振興)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。



(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

## 附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。